

體にて其男天は肉色 左手持鉢盛華右手掌向外 其女天は白肉色 右手抱當心左手抱當股よしに候 而してこの堅牢地神(三心)は明かに佛家が道教の中より採拾したる神部にて本來は安宅の法などを修する時齋祀すべき神 即ち土公とも土祖とも稱せらるゝ一種の塞神に候 頓首

二月十一日

柳田國男

伊能大人
侍史

(三) 那羅延天には堅牢の義はあれどもと單に強力の神にして土地との關係は

なかりしにや 是を大地を守る神とせしは堅牢地神の説と習合してより後
なるべし

拜啓 昨年申出候許多の雜神は 何れも神代史に所見なく 多分は南都北嶺の渡唐僧さては其以前に吉備大臣などの將來せし所かと存じ候へ共 根據乏しき儀故何とも申難く候 此度は若干の記録に基き渡來殆ど疑なき神々の上を申上げ御參考に供し度候

(一)石清水八幡宮の末社に志多羅社あり 山城名勝志に其下に嚴島の二字を細書したるは志多羅神を嚴島に坐す神なりと云ふ一説も有之し爲かと存じ候 此神は密教に於て藥師の十二神將と稱する中の眞達羅神と本源を同じくするや否は決し難く候へ共 其日本への渡來は頗る奇恠なる形式に由り居り候 百練抄長和元年(一〇一二)二月八日の記事に 設樂神自鎮西上洛 今日著舟岳紫野と有

之候 併し之を以て初度と爲す能はざる仔細は 此時の神は今の紫野今宮の神にして八幡とは縁なきのみならず 更に本朝世紀天慶八年(九四五)八月三日の記事に 宇佐八幡大菩薩の神輿なりと稱して 攝津島上郡より山崎を経て不意に男山の神領に乗込み 社人等をして頗る處置に迷はしめたる神體有之しこと見え 數萬の群集催さずして自ら集り 神輿を圍繞して歌ひつ舞ひつ大騒なりしことを記し有之候 其歌の章句に「月笠著る八幡種蒔く いざ我等は 荒田開きてし。 だら打てと 神は宣ふ云々」と有之候 是今日の末社の由來なるべく候 このしだら打つと云ふこと 如何なる事とも解し能はず候へ共 色々の物に見え現に神宮の行事にもありとのことに候へば 彼方面に就きて問はゞ所得これあるべく候 紫野社の設樂神も歌舞音曲を好み玉ひ 所謂今宮祭のやすらひ花は其起原久しく 鎮花祭と義同じと申せば即ち此神は疫神なるべく候 此時代疫癘の京師を

襲ふこと頻繁にして 是も亦鎮西より始るを常とせしやう見え候へば 今宮の崇敬は祇園と共に全く御靈會の爲なりと言ふべく候 天慶より前醍醐の御門の御代に三河の設樂郡を分置せられしも亦同じシダラなるべく候 福岡縣若松町の大字に修多羅あり 村の境に十三塚併列してをるよし(三九)に候

(二)應徳二年(一〇八五)七月には福德神の渡來あり 渡來とは見え候へ共 京中に自然に現はれし神とも思はれず候 同じ百練抄の記事に 朔日より東西二京の諸條 辻毎に寶倉ホクラを造立し 鳥居に額を打つ 其銘は福德神 或は長福神 或は白朱社云々 洛中上下の群衆盃酌算無し 破却すべきの由檢非違使に仰せらる 淫祀格制あるが爲の故也と有之候 此神も之を初度とは認め難く候 今日畿内及附近の諸國に現存する福大明神福權現等は右の流行神の土著したるものなるべく 神體は狐なりと云ふこと古今著聞集に見え 今も稻荷と申候もの多く候へど

も 或は文字より幸神と混同致し候ものもあるが如くに候 最も稻荷にも幸神と同じく辻社に祀るもの少なからず候

(三)次に延喜式に見えたる近江播磨壹岐等の兵主神は少なくも其神號のみは外來のものに候 近江の兵主神の如きは貞觀年中既に神階の沙汰あり 祭神は大已貴命と申し候へ共 御名の「兵主」に至りては夙に習合の説に基けること疑なく候 しか申す仔細は 既に史記の封禪書の八神の中にも天地陰陽日月四時の七主と共に兵主を列記し 兵主は蚩尤を祀ると有之候 偶合とは言ひ難かるべく候 (四)客大明神は或は客人權現とも申し 東京にては藝人料理屋などの信仰する所に候へども 古くより諸國に分布する小社有之候 此神も名の如く外來の神にては無之哉 不思議なることには此神を大社の門神と爲す風有之 白峯寺縁起にはかの御社の門客人には爲義爲朝の影像を造りたる由見え候 武藏には荒脛アラハ、キ

社と稱する由來不明の小社數多く候處 西多摩郡小宮村 大字養澤のアラハキのみは門客人明神社と書くよしに候 西國にも客人と云ふ地名神名有之候 比叡山にも客大權現社有之候處 越の白山より飛移り玉ふにより即ち客人の宮なりとて本地に關する紛々の説も有之候へども 悉く信するに足らず 強ひて本源を求め候はゞ播磨風土記宇頭河の條に 葦原醜男命を國主と云ひ 之に對して韓國より渡來せる天日槍命を客神と記したるなどや最初にて候はん

(五)更に韓國より渡來の神の 上古の記録に見えたるを列舉致し候はゞ 攝津の姫島の神 是は風土記殘篇にも垂仁紀の一書にも見えたる新羅の神に候次に 豊前の風土記の鹿春の神も新羅より渡り玉ふとあり 攝津と伊豫の三島の神は 大山積と御名は申せども亦百濟より渡り玉へること伊豫風土記逸文に見え候 此外式内の諸社にて神名より傳來を立證し得るもの若干有之かと存じ候へば

追々研究致度考居候 一體に氏子祠官はあまり悦び申すまじく候へば 無暗に假定説を發表して惡まるゝにも當らず候 併し山城伏見の稻荷神社の如きは 社家が公認したる史料に依るも 最初秦氏の祖神にて 中頃東寺建立の際 神境寺領に入りし故敬して地主神と爲せしものにて 結托と申せば人聞宜しからず候へ共 朝家此社を尊重したまひしは正しく弘法大師以來に候 秦氏は歸化人に候へばその當初齋祀せし所は今の神とは同じからざりしなるべく候 斯く申せばとて聊も神威を損するに足らず候ことは 平安京の地はもと大方外國貴族の領地にて 園韓神の社の如きも其鎮座却りて奠都の以前にありしを 禁闈の内に編入せられて乃ち宮中の神と成り 歴代の崇敬厚く 舊來の神號を保有しつゝ儼然として大社なりし例も有之候 平野の社も外國の神なるよし久しく申傳へ候 其他二條猪熊の岩神を新羅國の神なりと云ふが如き例は何程も有之候

云
(六)書紀の顯宗天皇三年二月に阿閉臣事代使して任那に在りしに月神人に著きて我を祭るに民地を以てせば福慶すべしと託宣あり 同年四月阿閉臣歸朝の後 日神亦人に著きて我を祭れとありしかば 乃ち之を朝に奏し 壹岐直の祖をして月神の祠に侍せしめ 對馬下縣直をして日神の祠に侍せしめたりと云ふ 記事有之候 右の日神月神は共に自ら我祖は高皇產靈尊なりと稱せられたれど 其爲に却りて伊勢に座す皇祖神にはおはしまさざりしことを推測せざる能はず 候 此二祠は當初共に大和に建立せられしやうに候へ共 壹岐の式社に月讀神社あり 同じく對馬に阿麻氏留神社存するを見ても 此二國との縁由深きを知り候 天神本紀の記事は頗る書紀と同じからず「天月神命 壹岐縣主等祖、天日神命對馬縣主等祖 天孫降臨之時供奉三十二人之一」^(四一)とありて 全然神代紀の日神月神とは別なることを示し候 諸神記に見えたる王城鎮護の四方三十二神は今も日

蓮宗などに祀れる三十番神^(四二)の先蹤に候が 其神々の中には天地日月山川水火十千十二支等の諸神あり 正しく道教の神に候 此等を思合せ候へば 右書紀の記事は亦是韓神渡來の一異聞に過ぎざるべきか 陰陽道の輸入にも佛教と同じく 大小數度の波ありしが如くに候 就中比較的後代のものに至つては多くは浮屠氏の手に由りて將來したる爲 既に支那に在りて佛教と調和按排せられ 我國に移りて後實は三部の習合を完成したるものに候 例へば牛頭天王八王子の信仰の如きは即ち是に候 吉備公以前にも役小角の如き佛者と縁深き修驗道の開祖も有之候へども 凡此時代の陰陽道は第一必ず三韓を經由したること 第二未だ唐朝文明の冶鑄を経ざりし爲 頗る特色を具へ且つ佛教より分立して能く形式の純を保ち居るやう存ぜられ候 此事實は皇極天皇紀の史筆など立派に之を證し候 此時代に至り方位を説き天象に注意し兼ねて白鳥白獸等の祥瑞を重大視

したるなど 皆以て古陰陽道の面目と申すべく候 所謂篋篋内傳を以て安倍晴明の撰と申候は斷じて虚構に候へども 此人の時代頃より漸々佛教に纏綿して信仰を増進するの風となり終に獨立を失ふに至りしものかと存じ候 而も其威力の輕視すべからざるは 現代民間の習俗行事に道教の信仰を基礎とするもの甚だ多きを以て卜するに足り候 若し此徒をして神佛二道に習合すること無く獨立して吉凶禍福を説かしめば 二十世紀の日本も或は又亞細亞の諸地方と同じく滔々として巫覡歌舞の國なりしかも知れず候 近世の流行神歙神の如きは本源伊勢に在りと申し候へども 其蔓延の極盛時に當りては 鉦鼓雜揉正に一千年前の修多羅神福德佛の流行 さては大昔の常世の神の狂態に伯仲せしやうに候 御蔭參りと云ひ御祓の降りたる騒と云ひ 老人今も之を談ずる者少なからず多 數民衆の心理には究竟不可思議の四字を以て答へざる能はざる現象比々として

多く候 僅ばかりの猿學問は却りて大なる問題を引起し候に過ぎず候へば此の如き研究は即ち世用皆無のものト申すべく候はんか 頓首

二月十一日

柳田 國男

白鳥 先生

侍史

(完) 倭文緒環、三國名勝圖會等には 薩摩の南端穎娃地方に設樂踊の歌曲を傳へ舞の手振も残れることを詳記せり 周防にても設樂舞のこと中古の文書に見ゆ

(四) 篋篋内傳卷三に 神吉日甲午 熊野三所權現藝且國より我朝に來り給ふ日也
神中吉日乙巳 富士權現藝且國より此國に來り垂迹の日なりなど見ゆいと
有るまじき俗傳ながら 中古神社の根原が外蕃に在りと云ふを忌まざりし
一證と爲すべし

(四) 現今諸國にて日月大明神と稱し又は日天子月天子など云ふ小祠を以て皇
祖神を祭る社なりとし 甚しきは之を伊勢の兩宮に繋くるが如き凡て戒む
べき誤謬なり 日月神を竝祀るは寧ろ外來の信仰なるべし 現に隋書其他の
新羅傳にも 彼國にて歲旦に日月神を拜するの慣習ありしことを記せり

(四) 三十番神朝家を守りたまふと云ふこと 初見は保元物語なるべし 諸社鎮坐

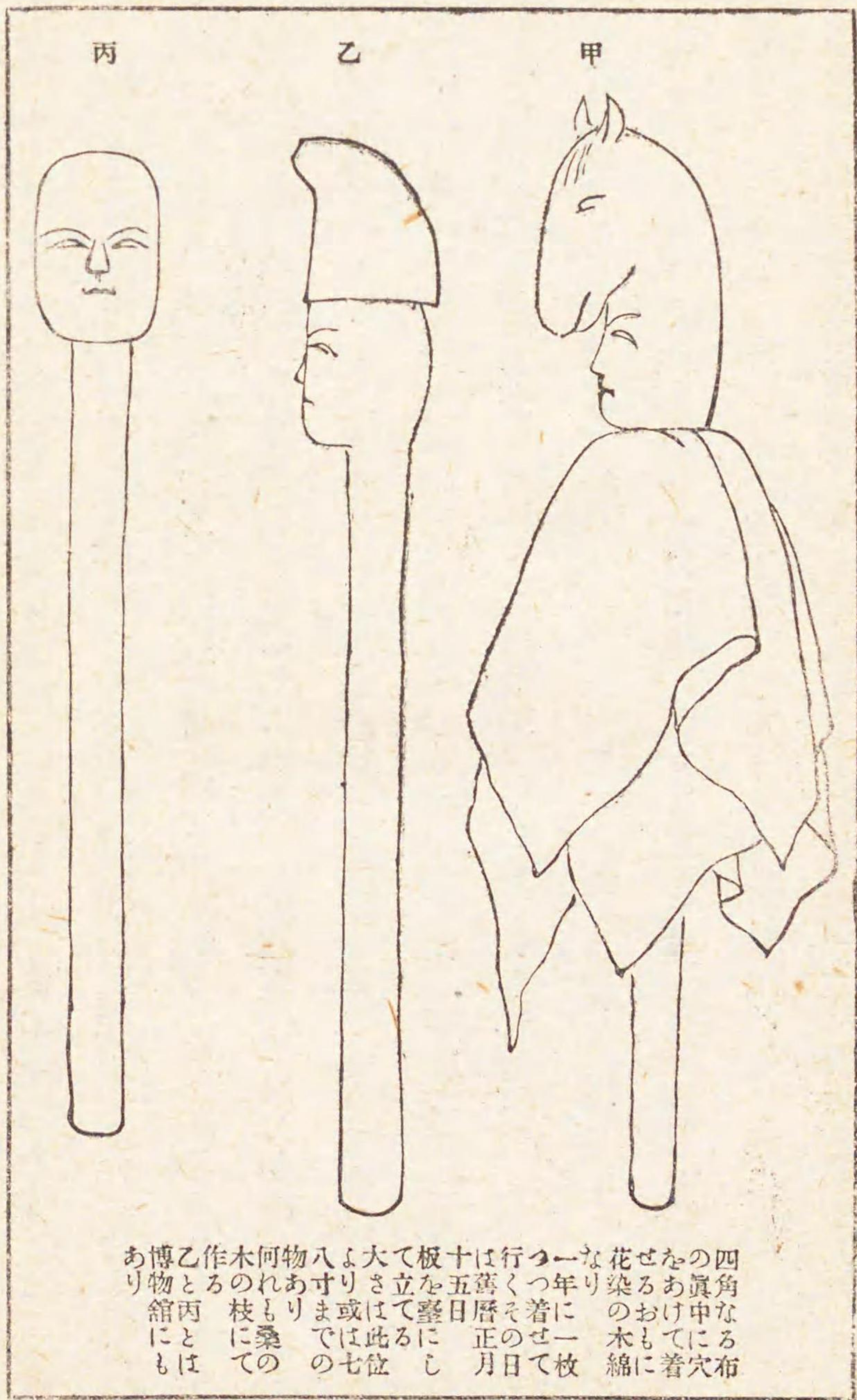
位階記等に見えたる七種番神の説 吉田氏の家説なりと云へど 紛々として
道佛の臭氣を帶び 如何な保守黨をも辟易せしむるに足れり

(四) 八百萬神と云ふ語は陰陽師が唱へ始めし名目なるが如し(紫式部日記卷上)
我國の神々には一々に親疎の階段あり 此の如き總稱を用ゐるべき理なし
中古以後の神々は分類整正に過ぎ且つ演繹的なり 乃ち道教の假托なるこ
とを知る

謹んで申上候 昨夏は誠に失禮致候 小生一週間ばかり前に歸郷致候 目の限は一面に白光の雪にて候 此手紙も硯にては凍る故に失禮ながら鉛筆を用る候 昨日遠野の伊能氏に逢ひ 種々土地の祭神などに就きて御話致候 氏よりは臺灣の話などを聞き 私には又此土地の話をお聞かせ申候 それにて貴殿の象坪の話も小生より致すこととなり申候 この象坪の地名に就きて私も未だ委しきことは聞かず 今日も古老に訊ね候へ共相分らず候 此地の象坪は山口即ち小生の村より少し隔たりたる山の麓にて候 そこに象坪の家と云ふのが一軒有之候 此家にも例のオクナイ様有之候 オクナイ様のある家は何れも必ず古き由來の有る家にて候 昨日も伊能氏の所にてオクナイ様の一種(最も多き一般的のもの)及びオシ

ラ様(桑の枝にて作りたる偶像)を見申候 之につき伊能氏は斯の如きことを申され候 オシラ様には二種の別がある その古い方は馬の頭を冠り 比較的新しいものになると馬の頭が變化して烏帽子になつて居る云々 それがどうしても解せられぬと申され候故 私に過日あなたに御話せし古傳説を申せし處 非常に喜びて居られ候 今伊能氏は一つ持ち居られ候が 他の一體の方をば博物館に出して置いたとの事に候 御暇の折は御覽なさるべく候 併し伊能氏は二種と申されしも 其實は三種有之候 もう一つのは坊主頭のものにて候

それから貴方も御存じの附馬牛村にて この度例の座敷童ツクモイシに關する一の出來事有之候 それは彼村の○長の家に居るザシキワラシと其隣家のザシキワラシとが喧嘩をして 或は○長の家の方が死んだとも云ひ 又は○長の家に居た夫婦のザシキワラシの一方が死んで 其爲にあとの一つが隣家へ移つたとも申候 兎に



角○長の家に起りし事也 話の始からすれば 先頃附馬牛村に火事あり その焼
 けた家は即ち○長の隣家にて 起因はザシキワラシからのつけ火だとも言ひ候
 元來○長の家に夫婦のザシキワラシが居り 其一方が死にたる爲残りの一方は隣
 家へ行きしこと足跡にてわかりし故 隣家が長者になるのを恐れ且つ恨んで火
 を附けたと云ふ説あり 一説には右の隣家も相應に暮して居る家にて雙方共に
 ザシキワラシが居りし處 この秋收穫の頃 ○長の家の倉にて何者か喧嘩をする
 音がしたる故 後にて人々恐るゝ行つて見たるに 一人の美しい児供が死んで
 居た 其顔がすぎ透るやうに白く丈は一尺二三寸位なりしと云ふ それを村の人
 に口止めして川へ棄てた 川へ棄てたと云ふことは誰の噂も一様に候 又或人の
 話に そのうつくしい子供には疵が一つも無かつたけれども 床板を離して見た
 ら血が一杯あつたとも云ふ 兎に角美しい子供が倉の中で死んで居て之を川へ

棄てたといふことはいづれの話も一致して居り候 御参考までに申上候

又サシキワラシに左の種類あることを今日聞き申候

Chobirako これは最も小さく最も美しい神ださうです そしてやはり夫婦二

體であるとのこと

Notabariko これはチヨウビラコよりは稍々體が大きく常に這ふて居る神のよし

Usutsukiko これはおもに夜中に出で 臼を舂く時のやうにはねてあるく者らしく候 之に就きて貴方に御尋ね申度は 西洋にも右のやうな物が有之候や 佛蘭西のギボ?とか云ふのは子供にては無之や 又露西亞のドモオイと云ふのは大人に候や 御暇の時御教へ被下度候 伊能氏に聞きしもその大小はわからぬと申され候

それからいつか御話せし遠野在にあるカクラ様のこと 昨日伊能氏に尋ね候

處 其名さへ始めてなりとて手帖に記され候 此神の本體は何にて候や 家なく野原に居る神なれば敗竄の神ならんと言はれ候 他地方に此名及び類なきものにや 伊能氏はオクナイ様の名も始めて聞くと申され候

それから過日は小生失念して申上兼し 早地峯、六角牛及石神の三山の神を産みたる來内村ライナイの神様の名を伊能氏に尋ねしに 伊豆權現と云ふとのこと候 伊豆はアイヌ語にて端又は鼻と云ふこと也と申され候 改めて右御知せ申上候

川にはアツキトギと云ふ神あり 爐にはアマノサクと云ふ神あるよし申候 此地方の祭神にはその本體を知り難きもの多く候 宮守村と土澤との間には何でも構はず悪口を言つて拜む神様ある由に候 續けて百いへば利生ありとのこと候 盜をしてよい神ありそれは早地峯の神様に候 申し残し候がオシラ様は定つて二體に候 而して昔は馬の頭を戴くもの女神と申せし由なれども 馬頭が變化

して烏帽子となり男となりしかも知れず候 又この海邊下閉伊郡田老村タロの先の方へ行くと 男女の痴話を其まゝ地名とせし處ある由にて 例へばシテヤレ、マタシタイ、オモホルなど有之候 右はアイ又語の訛りたるにては無之や たゞ聞きしまゝを申上候 生殖器の神體も普通一般は男性の物のよしに候が 女性の物も遠野の内何れかに一つある筈に候

話は前に戻り候がオシラ様は私は戀の神では無いかと存じ候 之に關する土地の傳説竝に其二體なること 又同じ桑の木の本の枝にて之を造ること 殊に女の人が多く拜む處から考へてもさう思はれ候 此土地にてはコンセ様と云ふ男性の物の神體の外に サイの神を縁結びの神とし或は女性の物を其神體として祭るやうにて候 それで婚禮の時の仲人をもサイの神と申候 右の外遠野地方の戀の神即ち縁結びの神はウ子ドリ様にて候 これは卯、子、酉かも知れず候 宮古に

は此神の大なるがあるよしに候 唄に曰く

宮古八幡ウ子ドリ様よ早く夫婦にしてたもれ

若い女神にて嫉妬より女に祟るは早地峯の神に候 何れにしても高山の神は女性のやうにて候 其故に女を禁じ候ものゝやうに候 何れの國にても高山を女性にしたる處面白く存じ候

笛吹峠の名の由來に就きても聞及びたる所有之候へども あまり長くなり候 故後便に譲り申候 先は右迄 草々

二月二十一日

遠野土淵村

佐々木 繁

柳 田 様
侍史

久しぶりの御書面なつかしく拜見 殊に數々の御話につけて更に又六角牛早地峯の山の姿を想ひ浮べ候 サシキワラシに似通ひたる歐羅巴の神々 調べ候はば限なき興味可有之候へども 小生は今以て其餘暇無之候 先年 Yeats が Celtic Twilight を一讀せしこと有之候 愛蘭のフェアリーズにはサシキワラシに似たる者もありしかと存じ居候 遠野物語は早く清書して此夏迄には公にし度願に候へども 何分目下は石神のこと中途にて打棄てがたく 夜分一二時間の暇は専ら此爲に費し居候次第に候

來内村の女神が伊豆權現なりとのことは 小生も伊能先生より承りしこと有之候ひき 此神は武藏にもあり信濃伊勢大和にも少なからず 人は伊豆國に在る

社かと思ひ候へども 全く此國とは關係なきが如く 又飯綱とも關係なきかもしれず候 祭神に付ても殆ど一定の説なきかと記憶致候 成程アイヌ語にて *retu,echi* は物の尖端又は人の鼻を意味し 現在北海道の地名にも何々エツと云ふ岬甚多く 伊豆の半島も亦此語に基くものなること殆ど疑を容れず候 併し何が故に諸國にエツと云ふ小祠あるかは十分了解し能はず候 御地方にはあまり聞かぬやうに候へども 神田三崎町に在りし三崎神社を始め 東京より西にはミサキと云ふ小社無數に有之候 阿波志の如きは漢文なるが故か之を岬祠と記し居候 而も海に遠き山中にも有之候 伊豆權現と三崎社と果して關係ありや否は斷言しかね候へ共 鼻と云ひ御前と云ひ猿田と云ひサイの神と云ふもの凡て猿田彦神に關係有之候へば 事に由るとアイヌ語に基くと覺しき伊豆社も此神かも知れず候 猶御心付けたまはるべく候

オシラ様のアイヌの神なることは松前志等に見え候 其記事に依ればアイヌのオシラ様は馬頭ならぬやうに候 桑の木にて造りたる男女二體の神にて 神靈人に著きて吉凶を言ふ由に候 オシラの語義はアイヌ語にても不明なれど 近代内地より渡り行きしものとも考へられず候に付 恐くは蝦夷の神の残留せしものなるべく候

神様の子供と遊ぶことを好まるゝと云ふ傳説は諸國に段々有之候 此事は近日遠野物語刊行の折に書添へ申度と存居候 何日頃迄其地に御出被成候にや猶あつとより申上度こと多く候 伊能先生によろしく願上候 御母君北川君にもよろしく草々不一

二月二十三日

國 男

佐々木君 侍史

(圖) 岬と云ふ字 必しも海水に付ける地名には非ざるにや 垂仁紀にも大和に長岡岬あり 東國輿地勝覽にも同じ例多くあり 島曲を俗にミサキと云ふことは繼體紀二十三年に見ゆれど 出雲風土記國引の段に見ゆる所々のミサキは只邊土と云ふばかりの義にて海角の義は見えず

春寒の砌愈々御安寧奉賀候 陳れば此程は御研究のシヤクジ神の件御教示有が
たく存候 本邦にては石棒の崇拜が生殖器崇拜と相成候かと愚信致候次第にて
凡ての石の神は石棒の拜祀より出づとは考へ申さざることは先頃も申上置候
かと存候 又唐土の賽神會のことは調べ申度こと々存候 倭名鈔には道祖 風俗
通云 共工氏之子好遠遊故其死後以祖 和名佐倍乃加美と有れど 漢土のと本邦のと
或者は慥に其起原異なり祭神同一ならざるも 佛教の本地説と同様に 本邦固有
の佐倍乃加美と申すものに道祖を本地佛のやうに同一神とせし事もあるには非
ずや 少なくとも此の如き信仰を以て崇拜せられしものもあるべく候へば 祭事の
如き彼我混淆を來せしことかと存じ候 御手紙の通り 大抵諸國の道祖神祭日は

正月十四日十五日のやうに存候が 起原御考も候はゞ御教示被下度候 左義長と
の關係も何に基き候か 是亦説明に困り候が御説承り度候 支那の風俗より導き
込みしものかとは存じ候へ共 さりとて其道行解り兼候事に候

此程伊豆三島町小學校教員にて小生知人三田久太郎氏へ 彼近邊にシヤゴジ神
の有無調べ呉候やう申置候處 其返事に

田方郡中ノ郷村 宇平田 杓子地^{シヤゴジ}稻荷

神體は圓石 婦人安産を祈る 御禮には飯杓子を上げる

三島町 河合龍節氏宅地内 社宮司明神

神體不明 取調の上報すべし

右の返信に由り 三島邊にも二ヶ所有之ことを知り申候 この河合氏は元三島曆
發行の家にて舊家に御座候 いづれ承り次第又可申上候

先月の御手紙中蹉跎岬に關しサダは猿田の御説御教示被下候が 駿河にも薩
陞峠あり 地藏尊漁夫の網にかゝりたる傳説も御座候 清見關の地勢も御説の如
く境界防禦の地と解し得べく候 先は右申上度猶又御教示希候 頓首

二月二十二日

山中 笑

柳田 國 男 様
机下

二六 柳田より山中氏へ

毎々御懇書有がたく拜見仕候 さて左義長と道祖神祭との關係のこと現在の
典籍にては果してどの位迄明瞭になり申すべきか 甚だ心細き次第に候 上元の
行事は何れも漢土又は三韓よりの渡來とおぼしく候が 天武紀初見の薪進獻ミカマギの
儀例の如きも 後世の書には單に之を宮内省に格納する由のみ見え候へども 恐
くは此日之を燒きしものなるべく候 ^(四五)若しさなりとすればサギチャウの名は後に
して實は却りて先ならんか 此語の意義に付ての諸説は凡て皆臆斷の甚しきも
のにて 徒然草の毬杖の説既に如何はしく候によりても 右の作法の由來久しき
を知り候 或は此名目はもと民間に起原せし爲 其本義を現示すべき文字なくし
て久しく人口に傳へたるものに候はんか されば右の字義さへ分明致候はゞ問

題は忽に答と成り申すべしと存じ 目下頻に支那の本など亂抽致居候

越後小千谷の道祖神祭(正月十五日) 備後福山の左義長竝に京の祇園の鉾の繪葉書合三葉 同封さし出し候 御一覽の上又御返したまはり度候 此外閑田次筆に見えたる秋田の幸神祭 和訓栞鹽尻などに見えたる松本の幸神祭の如きも事のさま皆似通ひ居り候 要するに高き竿に紙又は藁にて作りたる種々の飾物を取付けたるを囃詞を唱へながら燒捨つるにて候 此物の形は祇園の山又は鉾とよく似たるのみならず^(四六) 福山にては之をも山と稱する由に候 季節は異りをり候も神泉苑の因と申し 山の形狀と云ひ 左義長と御靈會とは必ず關係する所有之べく候 地方によりては祭禮の山をダンヅリとも申候 ダンヅリの壇は道教又は密宗の祭場にて日本語にて言はゞ即ち塚にて候べし 神祭りの爲に山又は塚を作り之を引ずり行くと云ふは變なやうに候へ共 以前は單に年々祭壇を構へて

之を郊外に運び神事終ると共に燒却することなりしが 後には却りて行列の方に趣向を凝らすこととなりしものなるべく候 さ候へば左義長又は道祖祭の行事の方が比較的古意に近きものかと存じ候

民間の左義長又は幸神祭にては正月の注連飾を燒くことを主たる目的と致居候やうに候 注連飾のシメは即ち占有の占にて 繩を延え又は串を挿して一定の地域を一時我用と爲すの趣旨に出でたるものに候へ共 同時に外敵を入立てじとする努力をも意味せしにや 萬葉の「かゝらんとかねて知りせば大み船はてし泊にしめゆはましを」の歌の如きは正しく災禍の神を防がんとするシメに候 正月の半分注連を家居に引廻らし 其後壇を設けて兇神を祀り 祭壇と注連とを合せて之を送出し燒棄つるは 恰も關東などにて送り物と稱して風邪時疫の神等を四辻又は山野の塚所などに送出し 中國邊にて稻蟲送りと稱し 騎馬の神像を

藁にて作り大勢松明をつけて郊野に送行くなどの風と其揆を一にするものに候
武藏橋樹郡舊五段田村(今の向丘村大字菅生の内か)の道祖神は 大野原の栗屋
臺と申す所に社地あり 碑を立つるのみにて祠は無く 年々村内の松飾を此所に
集めて焼き 伯耆日野郡霞村 大字霞の注連神社は村の西方に在り正月左義長の
式殊に嚴重にして當日竹木に多く注連を張る故に注連神社と云ふと伯耆志に見
え候など 何れも洛の神泉苑に等しき靈地にて 此地にて邪神を祭りしよりいつ
の程にか神社となりしこと 八所の御靈同様かと存じ候 而して之を道祖神祭と
申候も頗る意味有之 道祖は固より障神にて やらはるべき神とは自ら別なりし
を 神様には名刺もなければ 人民はいつとなく主客を混同したるなるべく候
焼残りたる竹を厠に挿せば疫病入らずと云ひ 灰を屋敷の四面に散せば蛇近づ
かずと申候は 即ち障神の威徳にて 満足して歸りたる邪神の置土産とは見え申

さす候

サギチヤウと申す語は何か咒文又は囃詞の一句にては無之や 日本歳時記には
サギチヤウヤ、トウドヤとはやすと有之候へども ^(四七)果して據ありや 今日聞く所は
多くトンドヤ、ホチヤウジャと云ふやうに候 小生が生國播磨にてはこの行事を左
義長とは申さずトンドと申候 七草のトウドの鳥は右トンドと同じきや否 又ホチ
ヤウジと申すこと ^(四八)例の徒然草に法成就の池にこそとはやすと有之候「法成就」
に同じとは推察致候へども 此文字も附會かも知れず候 小生もまげぬ氣に一臆
説を提出致候 庚申の夜の頌文に彭候子彭常子命兒子悉入幽冥之中去離我身と
唱へ候こと 拾芥抄上、塵添壘囊抄卷十等に見え候 右の三子は即ち三尸蟲の名
にて候べし 人類に迷惑を掛くること此三神の如きは少なく候 左義長の囃詞前
後のつゞき不明故如何とも申兼候へども 或は右彭常子に立去れと云ふのにて

は無之や 庚申を道祖神と申すも久しきことに候へば かたかた由なきに非ず候
 朝廷の左義長は青竹の竿を立て、飾りしよしに候 福山のも竹に候 支那の爆
 竹を學ぶといふ説は之に基きしなるべきも 所詮は本物の爆竹を見ぬ人の言に
 候べし 雪國にては竹では無きやうに候 竹にてもあれ木にてもあれ 中央に高
 き柱を立つるが要件にて 之を御柱オホシラ又は心竹シンタケと申候(鹽尻卷五十四) 武州高井戸
 邊のも高き杉丸太の天邊に 板にて三寶と鏡餅などの形を切抜きたるを附けて
 立てしよしに候 之は古き道教の信仰に基くものらしく候 塚の上に柱を立つる
 ことは早く推古紀二十八年十月大柱直の條に在り 恐多きことながら伊勢の神
 宮にも心御柱、忌柱さては天の御柱など申して中古より此事有之 祠官の秘傳最
 も事々しかりし由なれども 其説には陰陽家の説密家の作法混入して信を執り
 がたく候 諏訪の社にも御柱の神事あり 本社にては年々三月中の酉の日の祭に

立替へ 木曾街道奈良井宿なる諏訪社にては御柱四本 毎七年目寅及申の年の四
 月申の日を以て立替ふる由に候

正月十五日の行事の中にも小豆粥のことは全然左義長とは縁なきやうに候
 粥杖のこと聳の水祝のこと果樹をたゞくことなどは或は道祖神と關係あるかも
 知れず候 越後宇賀地神社にては氏子の花水祝に花々しき行列あり 其行列一番
 には傘矛 二番には猿田猿女の二神の姿をまねびたる者に 白晝公然と驚くべき
 物を携帯せしめ 最後にゴウリンショウと稱する踊の者大勢練行きて歌舞する由
 に候 猶洩れたることも多く候へ共又こそ草々

二月二十七日

柳田國男

山中大人

侍史

(望)正月十五日御薪進獻のこと 年中行事には民の肩を休めんが爲とあれど信ずること能はず 宮中の用此ばかりにて足りぬべしとも思えざれば 特に負搬の勞を官長に移したまふべき理なし 或は竈神の祭に充てたりしものか

(哭)神道名目類聚抄卷三に載せたる厄神塚の圖は 亦福山の左義長などに酷似せり 諸社根元記に曰く 厄塚は天真神を根こじにして岩戸の前にて敬白の體なり 注連を八つ附け四手シテを附ることは 是れ八方の神を祝す表示の儀なり 此塚を節分の夜より正月十九日夜の疫神齋まで吉田齋場の神前に設くとあり 傘鉾の鉾も同じ名目抄に見えたる才の杵と由あるなるべく 共に古き行事なりと覺ゆ 爲家毎日百首に かさにさす山鳥の尾の永き日にかみの

園とぞけふまつるらんとあり 其父の明月記にも 建永元年八月二十一日 今日御靈と稱して辻祭あり 上邊カミの雜々人日來結構す 去十八日式日なり 仰に依り延引今日御棧敷を護るべし云々 種々の風情を施す 各神輿渡と見ゆ

(哭)左義長は或は道家の鷲祭と關係なきか 鷲祭は吾妻鏡寛喜二六五及弘長三五十七幕府にて之に行ひし記事あり 今も諸國に鷲宮鷲大明神など云ふ社あり 鷲の頭を戴きて舞をまふ神事あり 周防山口なる祇園にては其祭を鷲祭と云ふ由なり

(哭)唐土權現と云ふ社 諸國に散在すること別表の如し 相馬領には森にして遠

遠森又は藤堂森と云ふもの二三あり 但し遠江の唐土はもと遠津にて 近津
権現に對する語なりと掛川志に言へり 此説必しも確據なし

二七 山中氏より柳田へ

貴狀拜讀 毎々御考説御示し被下有がたく奉存候 貴説左義長と道祖神祭との
關係拜承 左義長は文字以外に何か意味可有之 御考の如く咒文などの片言かも
知れ申さず候 御參考とも可相成事見出で候はゞ可申上候 繪葉書御見せ被下御
禮申候 同封返上仕候

此程富士郡須津村中里の學校教員磯氏の話に 同村に住する古老の説として 納^{チサシ}
地神^{ヂガミ}と申す神社村々に在る仔細は 此神社の地は昔村の地を定むる時繩を入れ
始めし起點にして 繩入の終點も亦此地に歸著することなりしかば 一村坪割の
基として此神社を祀るとのことに候 之と類似する言傳へは 同郡傳法村鐵道線
路の脇なるシャクジは尺神と書きて 昔檢地丈量を爲したる尺を祀りし神なりと

申すことに候

一三

又豊前國上毛郡上津村邊に道祖原と文字は書きてサイバラと稱する地有之よし無論道祖神に關係可有之面白き地名と存じ候

駿河甲斐にもドンド焼と申す事有之候 駿河にては沼津千本濱のドンド焼は中盛んなりしものゝ由なるも今は舊の如くならず候 先は右申上度候 不備

三月十八日

山中 笑

柳田 國男 様

二八 柳田より山中氏へ

拜啓 御滯京中果して緩話の期あるべきや否覺束なく候に付 又々一書呈上致候 さて納地神ヲサメテの説は附會なるべく候も 兎に角村の坪割と因由ありといふこと思ひ當る節なきに非ず候 シャグヅは稻荷社と同じく多くは里近き所に社あるが如くに候 之に反して荒神山神は固より今日の社會と交渉する所最多き道祖神の祭場が 屢々里遠き深山曠野の中に存するは奇とすべく候 法令全書官報にて保安林の告示などを點檢致候に サイノウ子サイトザコ、才東迫、久那土山、御靈谷、御崎原、大將軍、大歳谷、星宮さては妙見など申す小字は何程も有之候 姥神に因ある地名は殊に山中に多く候 兼て御心付も候はん 姥懷と云ふ不思議の地名すら 全國に互りて忽ち數十箇所を列舉し得べく候 姥は又乳母祖母とも書き候より山

一三

懐のフトコロを取合せたるなるべきも 本來は「姥が處」なるべきかと存じ候 即ち姥神を齋祀する場所の義なるべく候 姥神の名は千年の昔より申來り漢土にても天姥又は媼神など其例なきに非ず候へども 日本の姥神亦一の女神なりしとは容易に斷言すべからず候歟 愚見にては姥神の名の由て來る所凡三ありて相錯雜せるが如くに候 (一)ウバの語は obo 即ち土壇より出でたるに (二)往古渡來の際オボの祭典に奉仕する巫覡は女子なりしより 久しからずして此神に姥神の字を用ゐることとなり (三)更に之に加ふるに山姥ヤマウバの傳説を以てし愈、その光景を神恠ならしめ候ものか 山姥の姥は山丈ヤマヂヤウの丈に對する語にてもと女性メノコの山人のことに候 山女山姫とも申す地方有之候 即ち山男山童に對して言ふものに候 深谷に居住して時々里に現はれしより 山民之を畏怖するの餘 自然に神を以て之を視るに至り候か 然る處右オボ神の神事も亦力めて山中清寂の

境を擇び候爲 二種の信仰夙に習合したるなるべく候 近世の所謂陰陽博士職は男子の世業にして 修驗道にも女僧なく候へば 巫女のオボを祀ること據なきに似たれども 奈良の朝以降政府の道教に對する態度は 曆法天文道を信仰と分立せしめ 前者を採りて後者を制限するを力めたるらしく候へば 公家の陰陽道と民間の禮拜とは著しく相異なるものありしなるべく 秦川勝が拳骨に値するもの比々として田舎を横行し 其行者には婦人多かりしこと、想像致候 延喜式伊豆賀茂郡の優婆夷命神社などは此間の消息を示し候かと存じ候 現代に於ても磐城相馬郡大甕村 大字堤谷字境田ウバダテの優婆館と云ふ屋敷跡 土佐高岡郡越知町の姥屋敷と云ふ地名の如き 女巫の故居かと思はるゝ地名の例有之候 奥羽には巫女に關する傳説色々物に見え候上 一種の念佛行者ありて老女を導師とし密室に道を傳へ神秘の説多く候よし陸中の人に聞き申候 姥神の思想の上古史に

根底なきこと及び三四の點シヤマニズムの信仰と共通なるもの有之候ことより
 小生のみは姥神を以てオボの神なりと考へ居候 山中にて姥々懐と申す地には巖
 窟又は惟石の存する例多く候 邑落街衢に近く又は社寺の境内などにも姥が石
 と云ふ靈石段々有之候 此等は姥神を塚の神なりとする説と相容れざるやうに
 候へ共 天然の石又は人工の石塚を以て土壇に代ふることは有り得べき儀にて
 大陸に在りては瓦磚を用るし風 日本の如く石多き山國に入りて石を用るるや
 うになり候は最自然なる變遷に候べし 之に就きて面白き一例有之候 例の十三
 塚の問題は過日考古界の爲に大綱を掲載致置候が 其後仙臺封内風土記を一見
 して かの領内にも十三塚又は十三法壇と稱する列塚あることを知り候 筑前の
 は知らず 河内十三越の十三塚其他のものに在りては右十三の塚に大小あり其
 排列大約左の如くなるが如くに候



即ち中央の一塚大なるものに候 然る處爰に舊仙臺領陸中東磐井郡八澤村 大字
 増澤なる立石明神社の社後に一列の立石あり 其排列全く十三塚と同じきをや
 之に關して土人の口碑有之候 昔時中尊寺にて申樂のありし日に 一人の僧十數
 人の稚兒を伴ひて此村を過ぎ申樂見物に赴かんとせしに 申樂既にはてたりと
 聞きて本意なき面持なりしが 中尊寺は何の方角ぞと里人に尋ね 其方を見つめ
 て在りし間に僧も稚兒も共に石となる 故に大石も其左右に在る十二三の小石
 も凡て中尊寺の方へ向きて傾き立てるなり云々 此排列は齋衡三年に常陸大洗
 磯前の水次に天降りたる神石も 出雲風土記楯縫郡神名樋山の石神も皆同様に
 て唯其數を異にするのみに候 近代となりては立石愈々多く塚を築くこと次第に
 稀になり 終には塚とし言へば必ず其下に死人を埋藏せるものゝ如く思はるゝ
 (五〇)

に至り候へども 是全くは供養の様式の變遷に伴ふものにて 今日塞神塔、庚申塚さては石地藏などを路傍に立つると同じく 何かと言へばすぐに塚を築き散せし時代必ず有之しこと、信じ候 一里塚一町佛疑も無く一體兩用のものなるべく候(五二) されば又山中の石神など古色蒼然として一見天然の物の如き中にも多大の功力を費して形狀を變更し或は所在を移したるもの無しとは申し難かるべく 要するに立石も供養塚も共にオボの遺意にして 十三塚將軍塚等の列塚は即ち一種後世の神カミナヒ並なりと稱して一も不可を見ず候 塚の名には注意すべきもの少からず候 荒神塚、土塔塚、五郎塚、老婆塚、聖塚、行人塚、山伏塚、仙人塚等(五三)は或は卑説を助くるに足るべく 又意義は不明なれど調子塚、豆塚、小町塚、飯森塚等は全國に亙りて多く存在致候 殊に多きはスクモ塚又は又カ塚と稱するものに候

東北にては一般に塚を壇とも申し候 中央の佛教に於ては同じく修法の爲に結構するものながら 壇は屋内に作るもの限り候やうなれども 曼荼羅の語義を尋ね候へば此區別は無きわけかと存じ候 神社の敷地を俗に社壇と申候も新なる土を盛りて祭場を淨くしたるものなるべく 社寺の建立に先ちて砂持の式を行ふなど 共に皆塚を築きて神を祭るの風より沿革するものと考へ候 奥相志に依れば相馬領にては村毎に權現壇と云ふ封土あり 或は東照公の社と申候へども 固より權現の名に基ける臆説にて候べし 奥州には熊野の信仰盛に候へども 單に權現と申す神には自ら別種の信仰あるやうに候

次に森と申す語も東國にては塚を意味すること多く候 天然の丘山をも何の森、かの森と申候上 地方によりては森をフロともムロとも申候故或は古韓語の牟禮(山)より移りたるかとも存居候ひしが やはり普通の解の通り樹木繁茂せ

る小區域の土地のことにて高山に森と稱するは却りて轉用なるべきか事によると「守る」のモリかも知れず候 西國にて「上げ山」なども申し候如く地を劃して神の領域と爲し崇敬の極其草木に手を觸れざるより百年を出ずして孤島の如き小樹林を現出せしものなるべく而も其多くは當初土を封じ壇を築きたるものに相違なく候 多くの森は何程も平地より高からず候へども平衍なる水田の中に立てる所謂田中の森の如きは土を置かざれば到底出來まじきことに候 平原地方に所々の小樹林あり 苟くも森あれば必ず神あるは日本風景の特色に有之候 小き森になりては森ありて社なしとか壇ありて祠を立てずといふこと地誌の記事によく見え申候 荒神、地神、道祖神などに此例殊に多く候中には祠を建つれば忽ち燒失すと申傳ふるものさへ有之候 是亦必ずしも不思議と云ふに足らざることにて 森の始單に神を招きて祭りたる臨時の齋場なりし

ものは皆此の如くなるべく候 但し一切の森悉く塚又は立石と同一系統のものなりと言ふ能はざるは勿論に候 草々不一

三月二十八日

柳田 國男

山 中 大 人
御次

(兎) 未だ確實なる證據は無けれど 諸國にエボシ、ヨボシ又はイボシと稱する數多の地名は 亦巫女若は姥神と因縁あるものと思へり エボシと云へば必ず烏帽子を云ふが常なれども 形似を以て説く能はざる場合少なからざるのみ

ならず 山中の地名にして此の如く多数の偶合すべき理由は外に見出し難
ければなり

美濃武儀郡上之保村 字ヨボシ岩

能登鹿島郡矢田郷村(入會) 字エボシヶ谷

越前大野郡下穴馬村下山 字ヨボシ

因幡岩美郡大茅村楠城 字ヨボシガタ

淡路三原郡賀集村生子組 字エボシ原

備中川上郡成羽町下日名 字ヨボシタキ

筑後八女郡矢部村 字飯干

日向西臼杵郡諸塚村 字飯干

同 同 椎葉村 飯干峠

(吾) 伊呂波字類抄に

太一式祭 御鏡を以て之を祭る

太陽祭 一名日曜祭 御鏡を以て之を祭る

熒惑星祭 二名火曜祭 御衣を以て之を祭る

老人星祭 御鏡を以て之を祭る

右の御鏡御衣は祭の後如何に始末せしか 恐くは土壇の下に之を埋みしな
らん 衣は朽ちぬべけれども鏡は時として之を掘出すことありて 之をも例
の副葬品の列に數ふるなるべし 武器甲冑の破片陶器などの出土するも余
は必しも常に其地を葬地なりと斷定するに足らざるべしと思へり

(三) 伊豫石鎚山の頂上にも一の立石あり 日本靈異記第三十九章にも既に之を

記して此山の名を石鎚と云ふは彼山に石鎚神あるが故なりと見ゆ 近代に至り山上南側の險岨の處に之を見出でたること 伊豫國巡回記に見ゆ 寂仙菩薩の傳説は今も土地人の中に存す 或は之を石仙シヤクセンと云へるが如し 石鎚のツチは劍ならん

(三) 遠江周智郡宇刈村三澤の十三塚は一に千人塚とも云ふ 千人塚又は仙人塚は東西の諸國に多し 陸前高清水町宇南方なる大小十三の塚は其名を錢神壇と云ふ 錢龜と云ふ地名は多く存す 肥後葦北郡陣内村に 昔時龜が十二枚の古錢を負ひて草中に遊べるを見 其錢を收めて寶物と爲せる小社ありかの仙家の子母錢にてやあらんと肥後國志に云へり 土塔塚は天王寺南門外に在り 牛頭天王を祭ると云ふ

(三) 小町塚と稱する塚 攝津伊勢近江備中周防陸前陸中等の諸國に存す 一として小野小町に附會せざる無し 小町は同名三人ありと傳へ 同時亦三國の町といふ人あり マチはもと婦人の義なりしにや アイ又語にては今も然り或は巫女のことには非ざるか 新猿樂記は群書類從に採輯する所の本弘安九年書寫の識語あり 其肝要なる一節に曰く 故本尊カレの聖天は供すれども驗無きが如く 持物の道祖サは祭れども應少なきに似たり 野干坂キツの伊賀專タウメの男祭アハビケに 鮑苦本アハビケを叩きて舞ひ 稻荷山の阿小町オコマチの愛法カハラに 鮪破前アハビケを飢ウせて喜ぶ 五條の道祖シトギに 粢餅ヒラデ千葉手アシカを奉り 東寺の夜叉イヒカテに 飯飰百羅子アシカを祀る云々 色衰へたる老婦が媚術を神に求むるの條なり

二九 柳田より白鳥博士へ

三〇

拜啓 過日稻葉君來訪の折 大歳に關する信仰に付談話致候 上海なる宣教師が編纂せしと云ふ支那に於ける大歳信仰の沿革なるもの 借讀致候はゞ得る所 尠からず候はんが 先以て目下の卑見を申入置候 現今五畿より中國へかけて數多く分布せる大歳神社は 神主も氏子も共に古事記に見えたる大年神を祀れる者と信じ居候 古事記に依れば大年神の父神は素盞鳴尊 母神は大山津見神の女にて神大市姫 弟神は宇迦之御魂神 而して大國御魂神、韓神、曾富理神、白日神、聖神、御年神、奥津日子神、奥津比賣神、大山咋神、庭津日神、阿須波神、波比岐神、香山戸臣神、羽山戸神、庭高津日神、大土神の十六神は共に其御子神に候 古事記傳には大年神は年穀を主りたまふ神にして 名は似通ひたれど漢土の大歳とは

努々混すべからずと有之候へども 果して何の故に二神を混同すべからざるか 小生には會得致兼候 先づ第一に此神は族廣く 若し本居翁の如く字義より神徳を推測すとすれば 五穀を主り山林を主り田宅を主り民生に取りて重要事項の限を盡したまへる神々の御父なるに 日本書紀には其神の名だに見え不申候 一書にすら見ゆる所なく候 一族の神たちの名も稍々異様にして書紀の記事と合はず候

宇迦之御魂神は書紀の一書に伊弉諾尊伊弉册尊の御子とせる倉稻魂命と名同じくして異なる神なりと申すことに候 彼神は保食神ウケモチ又は豐受大神に同じと申候へば 書紀の訓字介能美施磨はやはりウケノミタマにて之をウカと稱するは倭名鈔の説の如く俗傳なるかも知れず候 然らば本來の宇迦之御魂神は如何なる神にておはすべきや 延喜式にも宇賀神社あり 之に先ちて出雲風土記には出雲

郡宇賀郷宇賀神社の記事あり 此宇賀には又別種の傳説有之候 さて此神を篋篋の宇賀神に當て候は甚しき附會に候べし さりながら近江の竹生島を始として今日の多くの宇賀神は白蛇の化身なる財神に候 福の神と主穀の神と縁近きに似たれども之を狐神なりと云ひ蛇神なりと云ふが如きは 到底純粹の神道に於て許容すべからざる儀にて候 或は古代史上の神の名を利用して所謂宇賀耶天の信仰を流布せんとしたるものと申すべきか 兎に角此神の由來は單簡なる古事記の文のみにては之を明にする能はず候^(五四)

大國御魂神は最も崇敬すべき神號には相違なく候へども 之を一つの神の御名とするは如何にも不思議に候 式を見れば毎國必ず國玉又は大國魂の神あり 郡には或は郡魂神あり 皆是國神にして天朝建國の御爲最も功績ありし英靈を地方毎に崇祀せられしものと覺え候 即ち國魂は廣く國津神と稱し又は地祇と

言ふも同じ事なるべき筈に候を 此には大年神の長子としたること如何なる次第に候べきや

韓神は箕都以前より山城京の地に坐せし韓神と同じかるべきか 若し然なりとせば曾富理神も幽かながら園神と因ありげに候 白日神を向日神ムカヒの誤記とする本居氏の説は根據に乏しく候 大歳神社は山城なるを本つ社とも定め難く候 白日は寧ろ新羅、斯盧と由ありげに候 白髭明神は新羅神なるべく候へば 白日白髭の語似たるも昔ゆかしく候 聖神は記傳に何の説も無く候 成ほど日本本來の神としては珍しき御名に候^(五五)

御歳神の社は大和其他に多く候 古語拾遺には田の神にて白猪白馬白鶏を以て之を祭ると見え候 但し御年神と同じきや否を知らず候

此等の神々の記事何分にも古事記の他の文と契合せず 水に油の交りたるや

うなる節々少なからぬに付けてふと考付きたる一説有之候 二十二社本縁、諸社根元記其他中古の神書に古事記の此條を引く者 何れも古事記曰とは言はずして舊事記曰と有之候 乃ち地神本記の卷を検し候に 十六神子の名凡て古事記と相同じく候 舊事記の文には古事記を丸寫しの箇所少なからず候へば 此も其例の一とも申すべく候へども 神たちの名は舊事記のみに載せたるもの甚多く候上 近江の日枝と云ひ山城の松尾と云ふなど 稗田阿禮の口より出でたりとは如何にしても考へられず候へば 此記事の如きは心ありての挿入と申してはちと酷ならんも 後人の旁註などがいつとなく古事記の本文となりしものと見るは妥當の論に候べし 而して舊事記の古き偽撰なることは殆ど通説に候へば之を批評するは大に心安く相成候

さてこの鳴鏑ナリカヅラを用ゐる神と云ふ日枝松尾の大山咋神 又の名は山末之大主神

に就きて 先づ聯想致候は日吉の山王に候 山王祠は天台國清寺に祀る神の名なりしこと難波江に見え候 之を日本の信仰に當つれば即ち大山祇に候 寺地を高山の頂に相するに際しては 山神を崇祀して地を請ひ併せて將來の守護を頼み候は自然のことなるのみならず 本邦固有の思想としても荒ぶる神は山に在りて常に畏怖を以て平野に臨みたりし世の態に候へば 所謂日吉二十一社の神々は大方は山神系統に屬せし神なるべく候 其一の例を申候は、坂本なる大將軍の社は岩長姫を祭ると申す説有之候 岩長姫を大將軍神と云ひ或は軍神なりとするは 忿怒の御姿を仰ぎしなりとも申候へども 更に又其御名のかどくしく且岩神の岩ともゆかりある爲に候べし 唯大昔筑紫の邊土にて情の爲に怒を起したまへることありとて 之を軍陣の神と迄は如何かと存じ候が 是も亦大山祇の御娘にておはせしが爲に候けり されば大年神の御子の中にも祖母神の續き

合より山を支配したまふ神ありと信するに至りしものに候はん 香山戸羽山戸の二神も共に山神の部類なるべく候 奥羽地方には羽山權現、眞山權現、新山權現などの小祠今も多く候 その羽山は埴山（はに）にて土の神なりと云ふ説有之候へども未だ本據なく候

奥津日子神、奥津比女神は諸人が竈神と拜祀する神なりと右舊事記に見え候 此が爲式の大和の荒神社などを此神と云ふ説生じ居候へども 荒神を竈神とするに至りし沿革には複雑なる曲折有之やうに候 今日竈の神は唯火の用心の神のやうに候へども 唐朝頃の支那の竈神には恰も後代の庚申の神と同様の屬性有之 諾臯記に依れば竈神は耦生神にして六女あり 月晦毎に天に上りて人の罪狀を告白すること正に三戸蟲と同じく 天帝の命を承け下りて地精となると有之候 五雜俎には十二月二十四日に天に上り一家の罪狀を申告すと云ふ俗説

の明朝迄も傳はれることを記し候 前書申上げ候如く荒神は日本の古語としては國神の歸順せざる者に候はんも 道教の思想にては即ち亦三戸と同じく人の體内に住する數多き神の名に候へば 此點より追々竈神と一致するに至りしか 或は又荒神を地主と云ふより 後代の土公の信仰に混じ 春の三月間は竈に在り として之を畏敬せしものに候はんか 兎に角奥津の二神を竈神とすとて直に之を荒神の名と解するは不通の説に候べし

阿須波神は萬葉集にも 庭中の阿須波の神に小柴さし我はいはゝんかへり來までにと云ふ歌も有之候へば 即ち鎮宅の神に候べし 常陸鹿島にては之を前立の神と申候よしも見え候 庭津日神、庭高津日神は庭燎の神にて此も同じく地神なるべく候 波比岐神は所見なく候

最後に大土神又の御名土之御祖神は 前の聖神と共に外來の稱呼かとおぼし

き語に候 併し是も亦神道家の容易に首肯すまじき説なることは無論に候 伊勢の内宮には何れの世よりか大土御祖神と云ふ攝社有之 式内の社に候 此神社は俚人士の宮又は土の御前とも申候にや 伊勢を中心としてかの一帯の地方に同じ名の小祠多く候は 疑もなく度會郡なる式社を本原とするなるべく候 山を越えて近江へ參り候へば 湖南の諸村に都葬司と稱する塚あり 葬の字忌はしく候へ共塚なればかく申せしなるべく 因幡東部の某村にては之を土葬神と書し(五六) 通幻禪師母の屍より生れたる故跡などとも申候 此の如く孤立して存する者は耳馴れぬ名の故に飛でもなき傳説を附會致候へども 皆是れ土祖神の祭場に可有之候 麗氣記には大土祖神又名五道大神 山田原地主神也云々と有之候て少なくも此書成りし時代には道教の地神と合致せしめたりしことを示し候 稻荷志料と申す現代の書には 諸種の材料を引證して土祖神の猿田彦神なることを論

じ候 此説は平田氏も既に唱へられ候にや 神道五部書などを見れば二神同じとは見え候へども 土祖と云ひ土公と云ひ又地主と云ふ語は 共に此等の書にて盛に説き立てしと覺しく 道教の感化の下に起りし神號なることは争ふべからず候 勿論土公地主等の語が漢土の成語なりしと云ふ事實は 直に此神の道教の神なることを證するものに非ず候へども 習合の風最も盛なりし時代には 僧巫の徒が迎合して自己の爲に地を爲し 且は無智の俗衆をして稱號に拘泥せしめたるべきは自然の勢に候 土公の信仰は支那にても多大の變遷あり 我國にてもさしも大事なりし大小土公の祭もいつとなく衰へ候て 終には舊弊なる柱曆の隅に僅に残壘を保ち候に至り候へども 之に反して地主神の思想は佛教と結托して永く勢力を失墜することなく 地主權現、鎮守又は伽藍神など、申候も皆同一系統に出でたるを思へば 神の名にさへ流行は有之候 土祖神の名も後世漸く

耳うとくなれりと覚え候

大年神の御子神十六神は右の如く雜駁なる信仰の集合とおぼしく候處この舊事記なるものゝ編述は果して何れの世に候べきか 大年神を素盞鳴尊の御子なりとするに就きて 聯想致候は牛頭天王八王子の傳説に候 簞篋内傳の序と祇園縁起とは記事略同じく (五七) 凡そ足利時代の初頃相前後して成りたりと覚え候が其基く所は則ち備後風土記の説に候べし 唯備後風土記にても既に武塔神を以て素尊なりとし又八柱の王子ありしことを説き候へども 其八王子の名を大歳、大將軍、大陰等今日の曆に所謂八將軍と爲せしは簞篋序が始なるやうに考へ申候 よく／＼注意して見候へば 右の八將神の結合は如何にも變にて強ひて八の數に合せしめん爲方々より取集めたる形跡有之候 げにや祇園の八王子神は扶桑略記延久二年の記事等にも見え候へども 其名右の如くならず 現に蛇毒鬼

神と大將軍とは右八體の外なるやうに記し有之 又叡山と祇園とはあれほどの縁故ありしにも拘はらず 日吉二十一社の中なる上下の八王子の祭神には全然別箇の言傳へ有之候 (五八) 其他城州天王山の八王子を始め 簞篋序の説と相容れざるもの少なからざるを見れば 現行の八將神説は後代の發生なること明白に候 鄙見とても確たる據はなく候へども 祇園の天王は當初四天王の信仰に基きし鎮護の神なりしを 四堺と四隅と合せて八となり 此に加ふるに八雷八龍等の思想を以てし 延長の風土記の時代には既に素尊行疫といふが如き畏多き俗説を生じ 圖らずも五男神三女神など云ふ古史の文迄附會の厄に遭ひしものか 五男神女の語は金索の吉祥錢にも似たる例ある如く 本來一家の慶福を意味する道士の套語に候ひしを 或は書紀の記事に因縁して八王子の神名に取付けたるものにや さりとては苦々しき次第にて 五男神三女神は決して皆素盞鳴尊の御子に

てはおはしまさず候 尤も宗像の神は本社西海に鎮座ましますにも拘はらず 遙
遙と東國の果にも之を祭れる社あり 延喜式以前に在りて或時代神威の最も盛
大なりしこと有之しかとおぼえ候

大年神御年神を素盞鳴尊の御子御孫なりとする説は何れの時代に始りたるに
もせよ 兎に角漢土の大歳の信仰が奈良朝以前より日本の社會に偉大なる勢力
を有せしことは殆ど疑を容れず候 持統紀六年には歳星の天變見え 穗井田忠友
が觀古雜帖に輯録せる天平の具注曆にも細密に大歳の運行を記せるなど 當時
唐朝の迷信を輸入してありし證據に候 従つて式内諸社の内誤りて大歳の神號
を唱へしもの諸國に多しとて些も恠むべからず候 今日深山の奥に大歳谷大歳
洞などの地名ある仔細を考へ候へば 本居翁の如く字義に依りて年穀の神と速
斷するは稍危きことなりと思ひ候 何とぞ御批判を仰聞せられ度候也 恐々頓首

三月二十五日

柳田國男

白鳥先生
侍者

(焉) 宇賀夜は白蛇とも財施神とも譯す 龍神なり 宇賀神とて頭は老人にし體は
蛇體にて蛇を押へたるさまして神社に安置し 祭る時には一器に水を盛り
彼像を入れ 天の眞名井の水など云ふ文を唱へて其像を浴す 像は金銅又は
磁器なり 熱田正殿内なる御鏡箱の中にかの像ありしを貞享御修理の時取
出す 此は張抜のいと巧なる作なりき 密宗に製する所は人首蛇身の像には

非ず 又俵の上に蛇を作り之をも宇賀神と云ふ 山城稻荷社に此形あり 熱田の寶藏にも磁器の此像あり いと古きもの也 又蛇首人身の像もあり 修驗者など之を祀る(鹽尻卷四十六及四十九)

(壹) 聖神と云ふ小祠、聖塚といふ塚今も諸國に多し 此神の性質を知るには日本語のヒジリの意義を明にする必要あり 聖主、聖人をヒジリと云ひし例は既に萬葉よりあり されど之を高徳の僧に轉用することは何れに始りしか ヒジリは日知にて最初は寧ろ道教の天師、真人などに當つべき語なりしを 聖の字を用ゐし爲に漢語の字義に拘束せられ 一方には又高野聖などと日本的の意味を此漢字に附するに至りしには非ざるか

(英) 近江愛智郡葉枝見村田附 都葬司

同 神崎郡南五箇庄村川並 堂葬司廟

因幡岩美郡浦富村町浦住 土葬神(香林寺境内)

共に土祖神とは稱せず 塚の址なりとおぼし 因幡のは因幡志卷二十二に圖あり 大なる榎ありて祠なし 圖にはツゲノサキと稱す 何の故たるを知らず

(毛) 牛頭天王曆神辨は平田氏の著としては珍しく餘蘊ある書なり 此書の主たる弱點は所詮はその祇園の社家の手にて出版せられし所に存すべし されば問題の中心となるべき牛頭天王縁起には一言も言及せず 備後風土記編述の年代に就きても明確なる斷案を下さず 八王子神の何れの神なりやをも説かず 殊に武塔神又は蘇民將來と云ふが如き神の名、人の名が神代にあ

りしやうに説くことは 恐くは翁の本意に非ざりしならん 余代りて之を言
はゞ 備後風土記の編述は少なくも延長よりは古からず 武塔神は輸入の神
なりしに之に素盞鳴尊の信仰を習合したるなり 三代實録の石見國石塔鬼
王帝釋天王國社神 伊賀國應感神の如き 新しき神の名此時代には既に聞苦
しからずなりたる也 蘇民將來の傳説は韓國に始まると云ふ徂徠翁の説は
推測當れりと覺ゆ

(癸) 日吉上七社中の八王子大明神は 神祇正宗に依れば 天神國狹槌尊八人の御
子を引率して影向ありしを祀ると云ふ 下七社の八王子は天御中主尊と云
ふ 山城天王山の八王子は東西の二座あり 東を東天王八王子と云ひ 西な
るを天神八王子と云ふ 牛頭天王傳説の根源なる天刑星秘密儀軌は 眞福寺

所藏の者文應元年(一二六〇)の古寫本なり

拜啓 其後又々御手紙被下候はんかと日々相待居候 御地も平地は雪既に解け候や 東京は日々の春雨 梅散り柳正に裊かに候 さて過日申上候伊豆權現のこゝと伊豆國に無しと申候は誤にて 相模國との境なる伊豆山走湯權現は又伊豆權現とも申候 其神は天忍穗耳命、栲幡千千姫命の二柱を祭るとも又は彦火瓊々杵尊なりとも申すことに候へども 是皆後世の説にて 以前僧侶の奉仕せし時代には 走湯山縁起にも見ゆる如く 神體は海上出現の圓鏡なりと云ひ 三韓を経て 渡來せし異國の神なりとも申候て 種々奇恠の説を爲せしやうに候 思ふに此地方は早くより温泉を以て人に知られし處なれば 多分は藥湯の靈徳を渴仰して 祀り始めたる地神なるべく候 東鑑を見ても知らるゝ如く 箱根權現と共に鎌倉

幕府の崇敬厚かりし社に候へば 頼朝奥州征伐の頃などより始りて 段々に御地方に傳播せしものかも知れず候

奥州には猶外の地方にてあまり聞かぬ神々あまたおはし候 遠野郷にては御見當り被成候こと無之や 其一はウンナミ權現 稻荷又は宇賀神と申す説あれど 名義明ならず 其二は勝善又は想善 これは京都附近の十禪師と同じきや否や 勘考中に有之候 但し御地方には又小禪子と申す神稀々有之候 其三は藍婆權現ランバ これは神體の御姿などに基ける名にや出來るなら御調べ被下度候 其四はホウリヤウ權現 其五はニワタリ權現に候 ニワタリ權現は又オニワタリともミワタリとも申候 雞の神かと存じ候へども常にニワタリと云ひ雞足、庭渡などゝ書き候 本來は山頂に祀る神にや 白河附近には山の名にもありて其地を本源のやうに申す説ありしかと記憶致候 總體我邦には雞に因む傳説多く候 京以西にては少しく

不思議なる塚又は巖窟には屢々金雞の口碑有之候 或は靈鷄出でて鳴くと云ひ
或は黄金を以て雞を鑄たるを埋めたりとも申候 東北にては之を山の神と結合
せしめ候にや 陸前栗原郡金田村宇畠の雞坂と云ふ地には 昔金賣吉次黄金を以
て二の雞を作り之を金山澤の東西に埋め以て山神を祭りたりと申候よしこれ
などは鑛山の山神にや 又中尊寺には雞足洞あり 稀には中央部にても 遠州掛
川在の曾我と申す地に雞足山正法寺と稱する曹洞宗の寺あるなど 其例なきに
非ず候 友人稻葉君の話に金雞傳説は泰山の信仰に基くとのことなれど 或は又
日天子大日如來などに因縁するかも知れず候 大日は塚にて祭り高山にて祀り
しこともあるかと存じ候 兎に角雞は早くより日本の宗教の中に入來れるもの
故必しも泰山の神を以て説明するを要せず候はんか 草々

三月二十九日

柳田國男

佐々木君
侍史

拜啓 誠に御無沙汰致居候 當地も今は雪は山にばかり残り里々は黒くなつて
をり候 さて伊豆權現と申す社は來内ライナイのより外に聞きしことなく候が ウンナミ
權現と申すは かの佛教の十三佛の中のウンナミ(五九)様ならば遠野郷到る處に有之
勝善又は想善と申すも附馬牛村には村社にてあり 又遠野町にも村社にてあり
其他の村々にもきつと一づゝ位はあることゝ存じ候 併し遠野地方にてソウゼン
と申すは大抵は馬の神にて其神體は重に石神即ち男性の生殖器形の石なる由に
て候 遠野町のソウゼンは馬の形なれども 駒木村其他のは右の石神なる由に候
先日も伊能先生と其話を致し どうして石神と馬の神とを一緒に致せしか 或は
此地馬の生産多ければの故かなど話し候が 如何の物にて可有之哉 他地方にも

かゝる例多く候ものによ オコマ様と云ふのは遠野十二ヶ郷第一の生殖器の形の
神にて 石又は木の神體累々と社殿に満ちをり候 只今は之をも駒形神社と稱し
をり候へども 勿論これは近代社格を定めらるゝ必要より新に附したる名に候
べく候 兎に角馬の神と此形の神との關係は注意すべきことゝ存じ候まゝ申上
候

ホウリヤウ權現も遠野郷には多く候 此神の神體は多くは蛇にて候 或は此神
の權現は蛇體なりとも申候にや ホーリヤウの社には必ず藤を栽ゑあり候 此
は藤の他の木に絡りたる様が蛇に似たる故と存じ候 (六〇) 里人は此社の附近にては
決して蛇を殺さぬやうと相戒めをり候 ホーリヤウ神は土淵村だけにては四ヶ所
ばかり有之候 又明神と言ふ社も此地方にては蛇を神使として居るものゝ如く
申しをり候

ニワタリ權現ミワタリ權現と申すのは未だ此郷にては聞きしことなく候も鶏の神或は鶏の傳説は甚多きやうにて候 中世豪族の占據したる所謂館タテといふ地には殊にこの鶏の口碑多く、やはり黄金にて作りし鶏を埋めたりとか 其鶏が時々出で、時をつくるなどいふ話は、私の知つて居る物だけでも四五ヶ所有之候 唯此地方にては鶏を以て山の神と祀りし例は未だ聞かず 却つて鶏を箱の中に入れて水中に沈め、之を水の神と祀りて堤塘を築きしといふ話は有之候 鑛山にも金鶏山などいふ地名有之候へども、これはた鶏を祭りし故の名なりや否を知らず候 外に山の神に就きては種々なる傳説又は所に由りての口碑はあまた有之候 遠野地方にて山神の石塔と言ふのは重に山の神に崇られ又は咎められたる御詫びに道傍に建てたるものにて候へば、それよりも先づ生きたる山の神の消息を尋ね候こと、遙に趣味可有之と存じ候 右に關しては非常によき御參考

二三件を得候も、此處に書くのはあまり惜しければ、御面會の折に残し可申、又山の神に就いての私の考、私が實際山の神此處に居ると云ふ傳へある山に往きて見、又は聞きての上の考は別に有之候へども、此も手紙にてはくたくしく候、故他日を期し申すべく候

茲に面白きことは、遠野地方にては早地峯山を女の神(第三女神)と信じをり候に、山を越えて盛岡地方に往けば早地峯を男の神なりとすることに候、是れは全く地形又は地理上の位置より起りし傳説にや、盛岡の方にては岩手山と早地峯が一人の女神を戀し、女神は二神のとりどりに雄々しき姿をめ、其心を定めかね、男神は又二方に立分れて睨み合ひ、北上川の水は廣く廣野を横斷して二山の相鬪ふを制すと云ふ物語有之候、其女性の神は即ち岩手郡の姫神山にて、恰も二山の間に立つ山に候、これなどはいつか岩野泡鳴氏が「趣味」に書きたるア

イヌの某山の口碑とよく似ておもしろく候 亂筆御許し被下度候 頓首

四月六日

佐々木 繁

柳田 國男 様
侍史

(兎) 十三佛の中のウンナミ様とは妙なる哉 遠野郷の十三佛は何々にや聞きたきものなり 陸前氣仙郡日頃市村の運南社は宇賀魂を祭ると云ひ 同郡唐丹村トウニの宇南社は稻荷なりと云ふ(封内風土記)

(答) 寶量權現の社には必ず藤ありと云ふに就きて 聯想せらるゝは藤、森の神な

り有名なる京都の藤、森を始として 大和にも周防にも藤、森と稱して御靈を祀れるものあり 諸國のは勸請の社にて京なる本の神の名を負ふものとも言ひ得べきももと只の地名ならば既に御靈と云ふ名の普及したる後更に此名の傳はるべきに非ず 藤は自然に森の中に繁茂すべければ栽ゑたるには非ざるべし 何か祭神と因ある爲特に之を愛護したるものならん

拜啓 曾て精進と象頭と同じ語音の轉訛かと申上げ候ひしが 追々其誤を知り候ソウツはやはり象の頭をしたる神即ち聖天にて 其態様に基きて歡喜天と申し候こと常に候へ共續一切經中の希麟音義卷十には「毘那夜迦は梵語なり 舊くは頻那夜迦と云ふ云々 此には障礙神と云ふ 謂ふ心は人形象頭能く一切に障礙を爲す故に」と見え候由(類聚名物考) さ候へばシャウジよりも却りて近代の道祖神と縁あるものにて候(六一) サウツと澄みて唱へ候も同じ神にて 僧侶などの讀み癖の異なるものなるべく候

シャウジは精進と書き候よりも障子とある方寧ろ原義に近く 即ち延喜式卷三に見ゆる障神祭の障神なるべく候 此祭は外國人の京に入るに前つこと二日京

城の四隅にて營まれたる朝家の祭に候へども 諸國にて村々の境上に邪神を祭



佛圖像彙に依る

却するの修
法は凡て障
神祭と唱へ
しもの地
名となりて
山中には殘
り 平野に
ては既に地
名ありて此

名は用ゐられざりしものなるべく候 障子が關と申す地名など思ひ當る所有之

候

三三

障神はもと定めてサヘノカミと訓みしこと 道祖神又は塞神と同様なるべく候
漢語にても障と塞とは同じ意味にて 現に史記の朝鮮列傳の始の所などにも郭
塞と有之 共に邊防の城壁にて候 雲郭など申す地名も亦是にて候よしに候
塞をソコと申すこと古く日本及韓國にてしかなりしのみならず 支那にても塞
柵共にサクの音有之候にや 稻葉君山氏話に 滿洲にて故の邊城の地をチャカ又は
チャハと申し候も 支那の塞の音なるべしとのことにて候 沼垂柵、石船柵などの
柵の字 在來の訓はキにて候へども 或はサクにて柵戸はサクノへかも知れず候
又守公神はもとソコの神即ち塞神なりしを ソクジともスクジとも申候より いつ
と無く「公を守る」など云ふ無理なる文字を附會せしものに候はん ソクと申す^(六二)
地名は決して珍しからず 此頃周防國新風土記を見候に 玖珂郡にては山に就き

たる村里には多くの村に足谷と云ふ小字あり これをタルガヤともアシダニとも
色々に訓みあるを見れば 恐らくはソクダニを重箱よみとして退けたるものにて
可有之候 殊に谷をヤと訓むこと關西にては極めて新しき習に候べし 信州飯田
の北にも野足^{ノツク}と云ふ川あり同例に候 迫と書きてサコと呼び或は佐古とも世古
とも唱へ候は凡て入野の奥に候へば 即ち右のソコと同源なるべきか 右の如く
母音の様々に變じて セキともサキともソキともソクともなり候を見れば サクも
亦日本語にて邊境のことなりしを想像すべく 現に信州の佐久郡の如き 上毛の
溪谷と高からぬ山脈を隔て もと湖水ありて土著の早かりし地方と見受け候へ
ば 蝦夷に對立して守りたる境線の義なるべく候 従つてサグジ又はシャグジも
塞神の義にして 之を古代に求むとせば 式の石神とは直接の聯絡無く却つて
甲斐などの佐久神と同じ神なるべきか 唯石を祝して神と祀るは相同じく候へ

三三

ば之を石神と混するも亦事實を誤らずと云ふに止るべく候

次にシヤグジは赤口神なるべしとの説は 偶合か否かは兎に角南留別志の創見にはあるまじく候 掛川志には 山に祀るは山護神にて山の神のことなりなど有之候外 金谷附近の五和村 大字 牛尾の石神シヤクジンは楠の古木にて夜叉神を祀ると有之シヤク神は假名曆の赤口神なりと云ふ説ありと見え候 或は徂徠翁の説を指せるかも知れず候へども その夜叉神を云々する所を見れば篋篋の書を読みての上の説かも知れず候 篋篋諺解には 大歳神に東八、西六の門神ありて輪番に守護を勤む 東門第四番を八獄卒神と云ふ 最も猛惡にして能く閻浮衆生を惑亂す 其番日を赤口日又は大赤シヤクと云ひ 西門第三番の神を羅刹神 其番日を赤舌日又は小赤と云ひ共に嫌捨つと有之候 即ち曆(六三)の悪日(六三)の名にて候 是も亦境を守る神なれば由なしとも申し難けれども 赤口赤舌は日の名にて神の名にては候はず之

を赤口神と申し候は如何と存じ候 徒然草には赤舌日は陰陽道にては其沙汰なきことなりと有之候へば 此邦にてかの頃より唱へ始めたる日の詮議にや候はんさ候へば却りて又佐久の神のサクより思寄りたるものにて 之を境の神と云へるより大歳の門客神などいふ説は起りたるなるべく候 末書に見えたる八神六神の名目も 八王子神の名と同じく 何とやらん寄合世帯めきて 佛説の如く系統の整然たる分類には非ず候 諺解御手元にあらば御一檢被下度候

シヤグジは三狐神なりと云ふ説に至りては 終に論據となるべき一證をも見出すこと能はず候 此説は最初鹽尻に出で候か 天野翁も一の假定説として強ひては主張せられざる筆つきに候を 和訓栞の編者之を定説として採用せしものなるべく候 和訓栞には外にも鹽尻より抜抄したる所少なからず候へば 此點は疑なく候

さて永々と獨合點を申し述べ候處 一々御批判被下忝く候 此上は此方より申し出で度こと當分無之候 何とぞ此因に御存じ付の事ども段々に御聞かせ被下度候 猶此前後他の諸先輩へ報告致し候書狀ども 取纏め御目に掛け度存じをり候 幾分か短文を補足致し可得と存じ候 もしや西洋の學者にでも手を著けられ候ては残念と存じ候まゝ 大膽ながら片端世に公に致し置度とも考へをり候

恐々頓首

四月六日

柳田 國男

山中 大人
侍史

(二) 象頭神の信仰は荒神の信仰と頗る近接せり 松屋筆記卷二に眞俗雜記問答抄を引きて 外典に云ふ所の荒神は陰陽師の荒神供是なり 内典に云ふ所の毘那夜迦聖天供なり 或流の中には内法に付て荒神法を修すとあり 鹽尻卷五十三にも 毘那耶伽 譯大聖觀喜天 の本身障礙神を一に荒神と稱す 是に忿怒と如來との二像あり 一切法の障礙と爲る神故 修法の時先づ之を降伏すること 密家の大事也とあり 障礙神の機能を利用して之を防鎮の神に祀るとき 道士はやがて之を荒神と唱へしなるべし 因幡八頭郡社村には殊に荒神の小祠多し 土人の傳説に 昔時魂の荒神の神符を國々に配布する者 神符澤山に残りしかば凡て皆此里に納めて歸りたり 故に荒神の祠此の如く多しと(因幡志卷六) 最初荒神の祭祀に與りしは必ず陰陽道の巫覡ならん 荒神に關する地名も亦象頭と同じく山中に多く存す 例へば大和吉野郡野迫

川。村 大字 池津川に荒神嶽 高三千八百尺 岳ダケの荒神を祀る 美作勝田郡豊田村 大字 柿字 荒神谷 安藝豊田郡茗荷村 字 荒神山等

(三) 延喜式神名帳に 遠江國敷智郡息神社 此神は通例オキの神又はイキの神と訓みたり 而して文徳實錄仁壽二年神階及列官社の記事の前後に風災のこ
と見ゆるに合せて之を風ノ神なりとせり 然れども同郡に又曾許乃御立神社
と稱する式社あり 遠江國風土記傳には右の息神社を今の濱名郡雄踏村 大字
宇布見なる米大明神社に當てたり 此社は今もソクの社と稱す 恐くは昔も
ソク神と唱へしならん 伴信友翁にも此説ありしかと思へど今出處を記憶
せず 曾許乃御立神の名に由りて聯想するは國底立尊と云ふ神號なり

(空) 曆の日の善惡と云ふこと 元來其日を支配する本命神又は番神の機能に基
ける説なれば 曆法が學問なき行者などの手に移りて後は 惡日吉日を神に
祀ることも決して不思議に非ず 大和北葛城郡磐城村 大字 南今市には八專ノ
社、土用ノ社と云ふ祠さへあり

春色正に濃なる折柄 御あたりの風物如何に候やらん 久しく旅にも出でず候へば殊にゆかしく存上候 いつも御健やかに御勤め被成候御事と存上候 狩獵圖説永々に相成候 漸く寫し了り候て主獵寮よりかへり候に付同便御返し申上候 厚く御禮申上候 さて昨秋御手紙を給はり候頃より より／＼尋ね合せをり候諸國の山神荒神石神等に關する雜説ども 數多くなり候につけて愈々取とめたる見解も付兼候へ共 他日此研究に深入せん人々の勞を省く爲 僅ばかりの鄙見を附して世に公に致置度企居候 其上は御一覽被下度 定めて思召に合ふまじき廉あまたと存じ候へば 何とぞ十分の御批判奉仰候

今更なる驚きやうに候へども 昔の今と移り變り候は存じの外うはべばかりのものに候かな 此爲には正しき御國振も永世に傳はりて其光を揚げ可申候へども 同時に又中頃漸を以て人心に沁入りたる習俗も 中々一通りの骨折にては之を除却しがたく候にや 御一新の初嚴に兩部の混淆を戒め玉ひ 數百年來の本地佛を斥け 佛具を棄て社境を淨められ候ことは 總て皆正しき神道の學問に基きたる政治にて 何人も之を否む者無く候ひしが 今日にして回顧すれば是唯名を正し分を明かにせられし迄の事に候て 所職の祠官及二三心ある者を除き候ては 凡俗の社頭に伏拜みて思念する所 教部省の方針に因りて大に改りたる所あるを知らず候 徳川時代にては學問の進むにつれて 水戸備前其他の諸藩にては屢々此事あり 領内の小祠の名義正しからず由緒疑はしきものは 改廢せられしもの極めて多く 更に大昔に溯りても淫祠の禁制一に非ず候ひしかども 此が爲に蕃神の信仰の絶滅したりとおぼしきは殆ど無之候 例へば星宿の祭祀は神

代史にふつに見えざるのみならず、代々の明主之を制止し玉ふこと記録に有之候を、妙見堂七星壇國々に互りて多く、獨り法師山伏の之を祭り候のみに非ず、星の宮などいふ神の社も往々にして有之候。子安神は山城京の始より其名見え候が、今日も子安觀音子安地藏等の佛、東國には數多く候外に、又社に齋きたる子安神も少なからず候。奥州へまゐり候へば、其かみ愛宕權現など、唱へて信仰せし習合の神を、甲の村にては愛宕神社として神に祭り、乙の村にては勝軍地藏として佛堂に安置致候。此類の例は指を屈するに勝へず、一の社にて神官も僧巫も共に奉仕するものは既に跡を絶ち候へども、以前地方の人民が同じ神なりと信ぜし者、寺院が年來別當せし由緒さては祭祀の式などの異なる爲に、神と佛とに立別れたる類に在りては、見識なき里人等の純粹なる信心を起す能はざるも、誠に餘儀なき次第に有之候。併しながら佛道の教は體用具足して隠れたる隈も

無く候へば、末の世に至りても之を捕捉するに難からず候へ共、獨り道教の信仰に至りては、以前南北の僧侶に傭はれて商山の四皓となりてより、此方常に伽藍の片隅に割據して存じの外の勢力を土民の上に及し候のみならず、夙くより神道の傳説と癒合して分ち難くなり候ことも、亦佛教より過ぎたるかと存じ候例へば、中世唱へ始め候三十二座の守護神の名の如き、八卦を配し十二辰を配し、或は泰山の八主神を配し候など、(六五)こちたき事ども多く、舊事本記にもかゝる説あまたに候。近代に至りても或は五行神と云ひ八王子と稱するなど、何れも古來の傳説に若干の據あるものなること、恰も今日の天理教金光教等が更に之を基として一派の説を立てたると同じきかと考へ候。唯此等時代々々の變遷に至りては、凡庸の學徒には中々記述すべくも候はず候。支那にても上代の陰陽道は地方的に區々にして、其祭る所の神も甚だ統一を缺きたりしを、宋朝の始頃に至りて漸

く集成したるらしく 雲笈七籤などを見れば 頗る系統を具へ候やう見受けられ候も 此間にも更に異端中の異端あり 妖説中の妖説續紛として止る所を知らず候ひしにや 彼の養生採補の説の如きは稀にも日本には渡り來らず 此點に於ては幸に民俗を蠱惑するに至らず候ひし 其代りには國內にて相應に左道の説を醸成したる風に候 足利時代は日本にて山臥修驗道(六六)の最も勢力を逞しくせし時代かと存じ候 此徒は行道を主として學問を次とし 法師の手より傳へたる僅ばかりの書籍を以て秘密の鍵と爲し 少々は新渡の道書類をも加味致候にや 併し大部分は民間の俗傳を守り候より 其説の大體に於ては頽廢の風を認め候へども 折悪しく四民の學問地を拂ひたる時代とて 多數の尊信を贏得て諸國に無數の小社を創建せしめたるらしく候 加之漸々に佛教より分立して同盟を舊來の神社に求めたるの形跡有之候 例へば後世の地神祭、荒神祭の祭式には佛教の臭

味殆ど跡を斂め候も さりとて又大昔の様態を其まゝに傳へたるものとも見え候 國初神孫の降臨に隨從せし者 別れて諸國に土著するや 諸國には既に先住の蕃民あり 屢々兇暴來侵すの患あり 追へば則ち山に入るとも見え候て 新に空閑を墾辟する者は 最も意を四境の平安に致せしことなるべく候 此氣風は永年の因習となり 山に入るとしては山口の神を祀ること 即ち今日の山神の祠の根原にて候はん 然るに三韓朝貢の時代より彼土に行はれたる地鎮安宅の法などいふもの 漸く國內に入來り 天朝の少しく之を採用る玉ひし頃には 既に民間には大に行はれたりしなるべく 地境に石を立て、邪神を攘斥する等の作法 彼此始より相似たりしか 或は最初の道士巧黠にして 所在の資に就き其術を行ひしかは知らず 兎に角に人民の信を繋ぐ所のもの 次第に輸入教の方に趨りしは わりなき世のさまに候ひし也 野中の清水末濁り候は言甲斐なく候へども 退き

て考へ候へば是も亦我々の祖先が千年の間熱心に眞贄に打込みたる信仰に候へば相應の同情を以て之を批判すべきものかと存じ候 石神又はサグヅなど申す神は仰の如くしどけなきものには相違なく候へども其始は決して新しからず候 延喜式に見えたる諸國十數座の石神は今日も之を祀り此と後々の石神と些も異なりたる所あるを知らず候 神名帳の神の御名には蕃神の名の混用せらるゝもの外にもあまた有之 此前後列官社又は神階の記録に見ゆる神々にも少なくとも御名の佛敎道教より出でたる神おはし候 おほらかなる古代の氣風にては韓の神も尊ぶべきは祭り 外國の作法も採るべきものは容れたまひしにやはた又其流弊をのみ匡正して其他は人民の所望を寛認したまひしにやと存じ候 四隅四界の祭式、障神の祭式等は 申す迄も無く本源は上代の大まつりごとの外に出で申すまじく候へども 後世之を奉仕する者の意は漸く道家の風を帶び作

法にも異やうなること交りそめたるやうに候 さ候へば今日に於ては各地方の信仰を分析して 其外來のものを引離し候はんことは 假令徒勞の業には非ず候とも其效果まことに少なかるべきか 恐くは日本の神道として世界に知られをり候所も 次第に薙などの皮を剝き候やうに よほど古き時代に溯りて削除に隨ふべきもの多からんと存じ候 小生役人の癖に役にも立たぬ學問御恥かしき限に候へ共 求むる所決してかゝる消極的の結論に到達せんとは候はず 我々の祖先が中古里に住み土を開き候初 果して何を願ひ何を畏れ候か 所謂子孫の計と申すもの 國に仕へ家の名を興し さては田宅財貨を遺し候外に 心のたより身の助として何事を思ひ置候か 一言にして云へば古代民生の委曲を些かにても明に致したき希望より 圖らず此あたり迄入立ち參り候次第に候 是とても所得些少にて 猶今後の成長を期する外は無之候へども 先づく第一版としては

多くの問題とその攻究の材料とをのみ公に致し候 目下日韓の交通に關し古史の捜査漸く盛になりかけ候が 彼國は圖書乏少にて未だ事行かぬ有様に候 山神石神の信仰等 彼此共通の點いと多げに候へば 追々思の外の議論も出で可申と存候 小生の書物は出來候はゞ速にさし出し可申 御心に満たぬ所は何とぞ御寛容御訓諭を仰ぎ候 又鄙説の論據ともなるべき事柄有之候はゞ御示し被下度候

恐々頓首

四月九日

國 男

緒方大人 侍史

(盜) 岡山藩にては寛文年中に非常なる神社の數の制限を行へり 吉備溫故に依れば 淺口郡某々の八ヶ村(今の大字)にて千五百四十一の小祠を一所に集めて寄宮ヨセミヤと爲し 某々六ヶ村にて六百三十七の小祠を又一の寄宮に集合せり 桃源遺事に依れば 水戸領にても同じ頃三千餘の淫祠を除却すとあり 水戸領にて主として征略せしは源家祖神とも云はるゝ八幡の社なりき 其光景は到底今日の合併政策などの企て及ぶべきものに非ざりし也

(盜) 延喜式神名の中にも 遠江引佐郡大致神社 陸奥日理郡安福河伯神 播磨佐用郡天一神玉神社などは 疑も無く外來の神名なり 又遠江敷智郡岐佐神

社は象神ならんか象をキサと云ふことは古けれども其義及由來を知る能はず

(突) 近代迄田舎に在住する巫覡の徒には色々あり山臥又は修験者と云ふは殆ど全く佛教に合同せることミコが神社に従屬せること相同じ此二者の外に陰陽師又はハカセと云ふものあり其名目は職員令の太宰府の陰陽師などより出でたるべきも彼は占筮相地を掌るに反して此は更に符呪禁厭のことに及べり周防風土記に依れば此國にては村々の地神祭に來りて地神經を讀む者必ず一種の盲僧なり僧とは稱すれども寺に住せず在家にして妻帶すること關東諸國の法印さんなどと同じかりしとおぼし盲人が石塔の供養に與ることは前に之を言へり

三四 柳田より松岡輝夫氏へ

過日御面倒を掛けし二つの畫の外に又々白井光太郎氏の稿本中に在る秩父山村の道祖神の祠或は御縮寫を乞ひ度候かの本も愈々聚精堂から出してもらふことゝ成り申候獨逸の本などゝ違ひ結論は到底書けさうにも無きとぼけた書物に候しかも其第一版に候損をさせねばよいがと憂ひ候全體デレツタンチズムの流行せざる國に生れ隨筆的完成を悦ぶ時代に在りて大きな題目の片端を捉へてこんなエチュードめきたる作品を世に公にするは無分別なるべく候か我等しきの暗中模索の記録など誰かは精讀し鑑賞する者あらんやにて人は必ず氣が知れぬと申すなるべく候唯足下は本是同根の草趣味に於て或は似通ひたるいさ葉もあらんかとして衷情を訴へ候古き浮世繪を見れば野郎あたまの武

士が盆踊の群に交り居候 空也の徒には鬢白く皺だみたる老人の奔跳する者も有之候 此人々の心持は存外眞面目にて決して洒落や流行の爲には無之候ひしことは推測するに難からず候が 之に比ぶれば文明人は冷かに且靜かに候 大昔にても常世神トコヨミカミが富と壽を致し 設樂神が鎮西より上洛したりとは 男女老幼狂奔して之を迎へ候者都鄙に満ちたるやうに候が 過ぎての後は夢のやうに候はんも 其折に際しては渴仰の情極めて強烈にして 他意左右を顧みるの暇なかりしなるべくとて我々の間には此の如き熱中を見ること能はず候 愚痴と云ひ迷信と云はゞそれ迄に候へ共 此時湧きかへりたる血潮は即今我々の身の内を環るものにてたわいも無き昔の努力も 凡て皆我々の存在と繁榮との爲なりしかと考へ候へば 之を以て輿地誌略に見えたる阿弗利加あたりの記録とは同一視すること能はず候 小生は以前荻田嶽に騰りて天道の威力に戦慄し 鶺鴒の

神窟に詣で、海童の宮近しと感じ 木曾の檜原の風の音を聞きて 昔岩角に馬蹄を轟かせて狩をせしは自分なりしやうに思ひ候ひし あの折の心持を成るべく甦らせて昔のことを攻究致し候ひしかば 御駒様、金精様の御神體もさほどおかしくはあらず 由來斯くの如しと知るく 猶不可測に對する畏怖と悃請とを抱くことを得候ひき

思ふに八十禍津日神の思想は 時代の進むと共に次第に抽象的に成行き候にや 今日とは病と死との外殆ど恐るべきもの無き昭代となり候へども 昔は現實の畏怖數多く候ひし也 毒蛇跡を斂め豺狼里に遠ざかり あらゆる邪神は山深く入り候て後にも 更に疫癘の來襲ふあり 水旱風蝗の害あり 就中疫病は其來ること足ありて趨るものゝ如く 大抵鎮西に始りて東に進みしかば 最も蕃客の出入を戒慎し 自然に鎖國の傾向を養ひ候か 疫神を敬禮して境上に之を應接せしこ

と恰も幕末下田の外交と酷似せるも一奇に候 信州秋山郷にて村の口に注連を延へ 疱瘡ある村方の者はこれより入れずの制札を立て きては薩摩の南端にて小生が道に脅かされたるも亦此例に候べし 一昨年六月鹿籠カゴの枕崎よりイブスキ楫宿の湊に出でんとて 漁婦にカバンと靴とをかつがせ 頼娃ユイの石垣浦の西鄰の村に入りしに 榕樹に杜鵑啼き濱の松山に雨ふりて幽興限無く 路を開聞カイモンの方に急ぎ候 處村はづれに番小屋ありて夫婦の者娘と三人をり 其人々は何方へ行くぞ 又歸るのかと尋ね候 荷持の女は今日麓より返すなりと云へば 東から來る者は一人も通さぬと見幕をかへて云ふ 其頃石垣浦は存じの外の赤痢流行にて 茶毘の煙しげく石灰を雪のやうに振り蒔きてをる時なれば 村にて申合せ此の如き新關をすゑたるにて 公の道なれば人を通さぬと云ふ村の規約は無法なりと色々理解致し候も 唯こはき顔をのみ致し何の聞目も見えず 小生も先年大隅の或浦

にて小舟にて漂著したる虎列刺の病人を收容したりとて 浦人等避病院に火を放ち 數十人刑に處せられし事件をも承知致しをる故 枕崎の女が峯の松原を抜けて歸るべしと云ふに任せ 終に勸進帳を讀みそこね申候ひき 右の漁夫が妻はおとなしくして且つ目にも見え候故 僅なる番小屋にて之を拒ぎとめ候へ共 啾々として空を行き衢に立ち夜深く人の窓戸を窺ふ物に至りては 神力に非ざれば之を奈何ともすること能はず 乃ち勇猛なる諸天又は夜叉羅刹神の類を迄 招き下して境を守らしめし次第かと存じ候 例の石神及岐神は昔より此國におはせし神にして 邊防を職掌とせられしやうなれども 此上に猶道祖と云ひ御靈と云ひ 象頭神と云ひ聖神と云ひ 大將軍又は赤口赤舌の神と云ふなど 聞傳へし限、有る限の神を頼みて里の守護を任するやうに相成候か 數知らぬ祠と塚と今は信心も薄らぎて名義を疑ふばかりになり候へども 一として境線の鎮守に

縁なき神はおはさぬやうに候 頑迷固陋の言なれども 國と國との親交縦には疎く横には厚き今日とて 蕃客往來の繁きこと前古未だ其例を見ず 従て今迄名も知らざりし色々の惡しき神 之に伴ひて入來るもの定めて多からんと存ぜられ品はかはれども國の爲里の爲に昔の人と等しき不安を抱く者 追々は必ず出來るなるべしと存じ候 驗あらば十三塚も築きたく 障神の祭も改めて勤仕致度候 さて新時代の御前神を祀りて國土萬年の祈禱を掛けんには 其行法は必しも在來のものを株守するにも當らざるべきか 是此書が世に遺すべき小さな一のモラルに候

さて昔の世の様 とりくになつかしく候中に 別けても稚き頃を想ひ出で候は 毎年夏なかばの蟲送の行事に候 蛙の聲しげき水田の中路を 松の火美しく ともし列ねて行きしこと 御記憶被成候や 藁にて騎馬の像を作り 實盛は御上

洛稻の蟲はお伴せいと申候を 故郷ばかりの風俗かと思ひ候ひしに周防邊にても此事あり 唯別に一つ騎馬ならぬ藁人形を作り添へ之をサバラヒと稱し サバへ殿は陣立ち實盛殿は御伴よと唱へ候よし 何故に實盛と云ふかは如何にしても明かならず 或は北條實盛とも申し候よし妙なことに候 サバラヒのサバは相模などにて祀る鯖大明神と同じきにや 生飯を以て訶梨帝母を供養することなど古く見え候も これは神の名に非ず 一説には五月蠅拂の義なりとも見え候 牽強なれどもさばへなす惡しき神を送ることは明かなれば 義は則ち合しをり候 此等の神は本來俗に云ふこはもてなれば 其怒を招かぬだけの義理一遍の祭とも申すべく 昔より事をぎたるもてなしを常とせしにや さらば社とホコラとは雷に大小の差には非ずして 其類の異なるものありと云ふべく候 夫木集に公明草ふかき野中の森のつまやしろこや花すつき穂に出る神

同 同 末長

十三本ノ墓

これも前の塚と同じきか 武藏志料に見ゆ

同 同 向丘村長尾字十三本原

?

二大字に互れる丘の上の平地なり 十三佛供養の地とも 互樹十三本ありきとも云ふ

同 同 同 上作延字十三坊原

?

同 同 高津村溝ノ口字十三坊

?

同 同 久良岐郡大岡川村上大岡

十三坊塚

大寺の址なりと傳ふ 塚の數不明

同 同 都筑郡二俣川村今井

十三本塚

大小十三あり

同 同 山内村荏田字十三塚

塚

大塚と云ふ 其上にシヤゴコジを祀れり

同 同 中川村勝田字十三坊塚

?

同 同 北多摩郡調布町小島分

十三坊塚

又十三本塚と云ふ

同 同 南多摩郡稻城村大丸

十三塚

高各二三尺

同 同 豊多摩郡和田堀ノ内村和田

十三塚

西にあるは高四尺餘 其他はいづれも二尺餘

同 荏原郡世田ノ谷村若林

十三塚

上馬引澤の境に互る

同 同 矢口村矢口

十三人塚

十寄明神の後に在り 新田義興及其從者十二人の墓なりと稱す

同 北豊島郡尾久村上尾久字十三坊

十三坊塚

塚四 高各五尺

同 同 同 下尾久

十三坊塚

前の續きなるか

同 北足立郡桶川町上日出谷^{ヒデヤ}字十三塚

?

同 同 中丸村下宮内

十三塚

村の西に十三並列す

同 南埼玉郡日勝村爪田^ノ谷字十三坊塚

?

同 比企郡宮前村羽尾字十三塚

?

同 同 西吉見村黒岩字十三坊

?

同 同 同 字流川

十三塚

村の長の山上に在り各方七尺

同 入間郡豊岡町扇町屋

十三塚

今四を存す 新田氏遺臣の墓と云ふ

陸中江刺郡福岡村字歌書

十三法壇

塚の数は十三 其地を三岩下と云ふ

駿河駿東郡小泉村平松

十三塚

泉村茶畑との境に在り 曾て石棺を掘出でたり 古骨ありき

遠江小笠郡西郷村下西郷

塚

大小十三あり大字下俣との境なり 山の口に在るは清本と云ふ山伏の塚といふ

同 周智郡宇刈村字三澤

十三塚

字下村との境に在り 一に千人塚と云ふ 刀鏃を出す

同 濱名郡伊佐見村古人見

十三塚

原に在り 東より西に列べり

三河渥美郡杉山村字十三本塚

?

尾張東春日郡瀬戸村字十三塚

?

同 丹羽郡池野村字十三塚

?

同 愛知郡豊明村沓掛

十三塚

同 西春日郡北里村小木

十三塚

曾て刀劍馬具などの破片を掘出す

美濃惠那郡陶村大川字十三塚

?

中仙道大湫へ越ゆる山道

同 同 大井町? 十三峠

?

戦死者を埋めし塚と云傳ふ

同 楫斐郡△△村字牧野

十三塚

飛驒吉城郡△△村字八日町

十三塚

越中下新川郡道下村青島字十三塚

?

同 射水郡橋下條村橋下條

十三塚

能登羽咋郡一宮村一宮

十三塚

丹波氷上郡久下村金屋

十三塚

大和南葛城郡吐田郷村關屋字十三谷

?

河内中河内郡北高安村神立字十三塚

十三塚

中央は大 他の十二は小 此より大和へ越る峠を十三越と云ふ

安藝佐伯郡飛渡瀬村十三束山

?

阿波阿波郡土成村土成

十三塚

伊豫周桑郡周布村周布

十三人首塚

筑前筑紫郡御笠村大石

十三塚

村の上に在り 其地を大行事原と云ふ

同 糸島郡怡土村井原

十三塚

同 朝倉郡中津屋村朝日

十三塚

元二組あり 一は南北に二は東西に列べり 後者は寛文中破却

同 同 小石原村鼓

十三塚

同 同 金川村桑原

十三塚

同 同 同 屋永

十三塚

同 嘉穂郡桂川村土師

十三塚

高き岡の上に在り

同 遠賀郡黒崎村熊手

十三塚

同 同 洞北村小竹

十三塚

大字脇浦との境に並列す

同 同 若松町小石

十三塚

大字修多羅との境に在り

同 同 水卷村猪熊

十三塚

大隅始良郡西襲山村 十三塚原

?

溝邊村との境なる原野の名なり

甲斐北巨摩郡穂阪村宮窪

十三塚

同 同 津金村上津金

十三塚

現在小祠表

- 一 左宮司 社宮司 社宮神 左久神 作神 左口 社口大明神 社子、社佐護
神 石護神 石護神 シヤクジン 石神 釋護子 遮愚儻 遮軍神 三宮神 三狐神 山護神
山護氏明神 射軍神 釋天神 杓子 オシヤモジ等 東海道武藏以西、飛驒、信濃
- 二 守公神 守宮神 相模、薩摩 四宮神 上總 守宮明神 甲斐 宿神 大和 守宮塚明
神 陸前 魄神 壹岐 守誓神 スクシ
- 三 奏神 陸前 左右御前 壹岐 生神 上總 サウ
- 四 石神 石上 石上神 諸國 石權現 志摩 石山神 磐城 イシガキ
- 五 立石明神

- 六 道祖神 道陸神 幸、神塞、神齋、神諸國
- 七 通神 相馬
- 八 船戶神 大和、阿波、伊豫
- 九 注連神 伯耆、備中 七五三神 陸前
- 一〇 御崎^{ミサキ}三崎^{ミサキ} 御前^{ミゼン} 御前 東海道、中國 神、御前 大和 岬神 阿波
- 一一 玉崎神^{上總} 玉御前神
- 一二 尾崎明神^{オサキ} 御崎神^{陸前}
- 一三 四御前大明神^{備中} 四所神社^{上總}
- 一四 四天王 遠江
- 一五 荒神 三寶荒神 八大荒神 八代荒神 八面荒神 東海道、近畿、中國 八荒神 播磨 八面大明神^{ヤオモテ}

- 一六 山神 諸國
 - 一七 葉山權現 八山權現 羽山神^{奥羽}
 - 一八 眞山權現^{同上}
 - 一九 新山權現^{同上}
 - 二〇 地神 堅牢地神^{奥羽、伊勢等} 地、神 遠江 五靈地神 地主神
 - 二一 土、宮土、御前^{伊勢等} 土、神 相馬
 - 二二 中山神^{上總}
 - 二三 野神 阿波、近江
 - 二四 沼神^{陸前}
 - 二五 姥神 諸國 姥御前 姥神權現 婆神 老姥神^{奥羽} 乳母神 姥權現 姥儀 祖
- 母山明神 相模

二六 天白 大天白 天博 天縛 東海道 大天猊 大電八公 武藏 天猊魔王 相模 天

白天王 遠江 手白 尾張 天魄 志摩 大天博 大天魔狗 大天馬 大天場 奥羽

二七 水神 諸國

二八 龍神 諸國 龍王神 大和 青龍權現 雨宮龍神

二九 田、神

三〇 市神 中國、近畿 市守宮 伊賀

三一 惠比須 夷神 戎神 關西

三二 門神 岩代 門權現 御門明神 伊勢 番神 備前

三三 御靈 大和、相模、信濃、薩摩等 五良權現 相馬 五靈 五郎宮 御領權現

三四 荒人神 現人社 陸前、磐城、壹岐、筑前

三五 疫神 行疫神 中國 疱瘡神

三六 鷲大明神 周防、伯耆 天三祇 因幡

三七 天王 牛頭天王 東海道、奥羽

三八 八王子 同上 八柱神 天八王神 大和 八大童子 相模

三九 八龍神 八龍權現 奥羽、上總

四〇 八所權現 諸國 八番大明神 伊勢

四一 十二所權現 十二相權現 諸國 十二御前 白河 十二神 十二神將 十二天

四二 五社權現 伊豫 五柱神 上總 五行神 周防

四三 六所權現 六社權現

四四 七社權現 諸國 七面明神 常陸

四五 十五所權現 遠江 十五相

四六 十六所權現 陸前

- 四七 十七所權現
- 四八 十九所 遠江 十九社權現 伊勢
- 四九 三十八所權現 三十八社 大和、伊勢、丹波、備前等
- 五〇 三十六所權現 陸前
- 五一 三十番神
- 五二 大歲神 中國一圓、大和等 三寶大歲 志摩 大歲天神
- 五三 大將軍 近江、中國、阿波、陸前、相馬 將軍神 伊勢 大上宮 播磨 大政大神 上總 大將軍權現
- 五四 黃幡神 大番神 安藝、周防
- 五五 金神 奥羽
- 五六 大元明神 大元神 周防、伊豫、岩代

- 五七 天道神 尾張
- 五八 日月神 奥羽 日月大明神 遠江、上總 日天月天 相馬 晝著 播磨
- 五九 日精神 日宮神 上總
- 六〇 鳥神
- 六一 鷄鳥權現 鷄足權現 二渡權現 新渡權現 荷渡權現 庭渡權現 似當權現 鬼渡權現 三渡權現 御渡明神 見當明神 宮當權現 海渡權現 奥羽 見渡荒神 備前
- 六二 星社 星宮權現 奥羽、阿波、山城 北辰權現 備前 七星明神
- 六三 妙見明現 明現七社大明神 中國
- 六四 天刑星宮 備前
- 六五 天一神 大和、伯耆、阿波

- 六六 聖神諸國 日知神大和 聖天
- 六七 象王權現伯耆
- 六八 早水神サウツ
- 六九 仙人權現奥羽
- 七〇 堰神陸前
- 七一 境明神奥羽
- 七二 丑寅御崎備前
- 七三 良大明神備中
- 七四 卯子ウツドリ酉陸中
- 七五 方違カタ、タガヒ伊豫
- 七六 河内神周防

- 七七 河裾神阿波、播磨 川濯明神陸前
- 七八 近津權現 千勝權現 智勝權現 遠江、武藏等 近戶神相模
- 七九 遠津權現 唐津權現 遠頭權現 十頭權現 遠江 登宇頭姥神 駿河 唐津明神
- 相模 唐土權現 遠々權現 磐城
- 八〇 伊豆權現 伊豆、大和、伊勢、陸前等 伊豆野權現 伊都那權現 伊網權現 奥羽
- 八一 天狗 武藏、相模、信濃、陸前
- 八二 雷電 雷公明神 雷神 東海道、奥羽
- 八三 子ノ神 子ノ權現 子ノ聖 東海道、陸前
- 八四 子安神 大和、東海道
- 八五 子守神 籠神
- 八六 客神 客人 客大明神 伊勢、伯耆、周防、武藏

- 八七 阿良波々岐明神 荒鉦權現 陸前 荒脛門客人權現 アヲハバキ 武藏
- 八八 葛明神 九頭明神 大和、伊勢等 楠大明神 樟明神 久住神
- 八九 國司大明神 國主大明神 國津明神 中國、伊勢等
- 九〇 志幾神 志自岐神 筑前、肥前、壹岐
- 九一 塔神 阿波 石堂神 シヤクダウ
- 九二 飯盛 飯森權現 壹岐 飯森明神 磐城
- 九三 銚子權現 陸前
- 九四 大行事 諸國 大行事大明神 遠江
- 九五 九玉神 薩摩等 俱多摩大明神 遠江
- 九六 大頭籠權現 高根大頭籠權現 遠江 大棟梁權現 大塔宮 駿河
- 九七 寶量權現 法量權現 寶龍權現 寶領 法了權現 保量權現 奥羽

- 九八 保呂羽權現 同上
- 九九 若王子 若一王子 若一權現
- 一〇〇 御子神 若御子
- 一〇一 十禪師 山城、近江、伊勢等
- 一〇二 小禪子大明神 陸前
- 一〇三 小善 勝善 宗善 想善 奥羽
- 一〇四 和合明神 奥州
- 一〇五 雲南權現 宇南權現 運南神 海波權現 同上
- 一〇六 藍婆 亂婆 亂魔王 鸞婆明王 十二藍婆神 同上
- 一〇七 伽羅神 伯耆 火亂神 伽藍神
- 一〇八 辛神 上總

- 一〇九 白髮大明神 因幡
- 一一〇 白髭神
- 一一一 矢保佐 壹岐 箭武佐神 薩摩 天台藪佐 筑前
- 一二二 與宇母神 壹岐 養母神
- 一二三 養父神 藪田神
- 一二四 竈神
- 一二五 福大明神 京 福權現 伊勢 福德天神 伊賀 福神 備前 福天權現 遠江
- 一二六 蠶神
- 一二七 馬神
- 一二八 駒形神
- 一二九 庚申

一二〇 宇賀神

本表の調査は甚しく一地方に偏せり 此が爲に涉獵したるは左の數書に過ぎず 而も此等の書は
 編述の年代前後百數十年に互れば 或は現在と稱する能はざらんか 他日の補正を期するのみ

- 武藏 新編武藏風土記稿
- 相模 新編相模國風土記
- 常陸 新編常陸國志
- 上總 上總町村誌
- 甲斐 甲斐國志
- 駿河 駿河國新風土記 駿河志料
- 遠江 遠江國風土記傳 掛川志
- 三河 三河聰視錄
- 尾張 尾張志

伊勢 三國地誌
近江 近江輿地誌略
美濃 百葦根
飛驒 飛州志
信濃 信濃寶鑑 信府統記
磐城 奧相志
岩代 白川風土記 相生集
陸前 封内風土記
羽後 久保田領郡村記
越後 越後雜記 北魚沼郡誌
山城 山城名勝志
大和 大和國町村誌集

丹波 丹波志
播磨 播磨鑑
美作 東作志
因幡 因幡志
伯耆 伯耆志
備前 吉備溫故
備中 備中志
安藝 藝藩通志
周防 周防風土記
阿波 阿波志
伊豫 小松邑志 伊豫國巡村記
筑前 筑前國續風土記

薩摩 地理纂考 三國名勝圖會
壹岐 壹岐續風土記抄 壹岐名勝圖誌

三六

石神問答

—日本文化名著選—



日本出版文化協會會員一一五、五〇一號

昭和十六年十二月廿五日 印刷
昭和十六年十二月三十日 發行
定價 壹圓六拾錢

著者 柳田國男

發行者 矢部良策

印刷者 馬場祐次郎

發行所 株式會社 創元社
大阪市北區樋上町四五
大坂市神田區三崎町二
振替大阪五七〇九九番
振替東京一五六五番

配給元 日本出版配給株式會社

文學博士 三上 參次
文學博士 西田直二郎 監修

日本文化名著選 目錄

(送料各十錢)

選 著 名 化 文 本 日	
文學博士 濱田 青陵 東亞文明の黎明	¥ 1.20
文學博士 久米 邦武 日本古代史と 神道との關係	¥ 1.20
文學博士 辻 善之助 日支文化の交流	¥ 1.20

本書は前帝國大學總長濱田博士が多年專攻せられた考古學上の調査研究の結果に基いて東亞古代文明の發達を概観し、延いて我國の原始文化に論究せられたものである。その行文は平易であるが、立論の根據は博士三十年に亙る輝かしい業績を經とし、廣く歐米東洋學者の研究を織として巧に結構せられた創見に富む名著である。知識人の高き敬養の糧として推奨したい。

著者久米博士は東京文科大學創設當時の教授であり、日本古代史の研究に對しては九十年の長き生涯を捧げられた。本書は博士の深き研究にもとづき、記紀に現はれた古代神話の展開に創見に富む獨自の解釋を下しつゝ、古代日本人の信仰の姿を極めて平易明快に述べられたものであつて、言々句々無限の味はひを含んでゐる。國史を愛する者必ず一讀すべき名著である。

日本と支那との交渉はその淵源するところ極めて遠い。その古代より江戸時代に至るまでの文化的交流の狀況を傳へたのが本書である。日支兩國間の文化の親近性は本書に於て最も明らかになるであらう。東亞の深き認識は現代に生きる我等日本人の責務であるが、該博なる史料と、適確なる論斷による辻博士のこの研究は、東亞の歴史の正しき認識資料として必讀のものである。

選 著 名 化 文 本 日	
文學博士 村上 專精 日本佛教史綱 (上、下)	¥ 1.20
文學博士 フエノロサ著 有賀長雄譯註 東亞美術史綱 (全四卷)	¥ 1.20
文學博士 横井 時冬 日本庭園發達史	¥ 1.40
文學博士 原 勝 郎 日本中世史	¥ 1.20

故村上博士は明治以後西洋學術の影響以來近代的な佛教史研究の先覺者であり、此の著は史實、時代、教理、制度等の變遷を巧に排列して全體の大綱を示し、一讀よく凡ての方面に通ぜしめるものである。その後の佛教史研究の發達にも拘らず、本書はなほ斯學の指針的地位を占めてゐる。古典的價値を有つこの書の公刊は誠に意義深いものがある。(宇井伯壽博士跋文より)

明治以來日本美術空前の隆盛は明治初年米人フエノロサの偉大な指導に俟つことが多く、氏の唯一の遺著なる本書の譯註は門下有賀博士が晩年精根を傾けられたものである。東亞の諸民族、諸時代の藝術作品の多様な潮流の奥底に共通な東洋精神を把握し、而もこれを捉へるに文獻考證よりも作品に對するフエノロサの深き直觀力に頼つた。此の態度方法に於て本書は永く美術史研究上の偉大な記念塔である。

日本の庭園は建築と共に深く人間の生活に結び、その好尚は最も端的に時代精神を表現するものであつて、文化史上注目すべき領域である。該博篤學なりし横井博士の此の著は、この方面に於ける先覺的研究として既に古典的價値を擔つた名著である。永く稀觀書として珍重されてゐたが、今回新たに多數の寫真と、その後の研究にもとづく詳細な註釋とを補つて完璧ならしめた。

「日本中世史研究」は故原博士が壯年時代心血を凝らした著述であつて、日本中世史はそのうちの代表作として出版當初より夙に名著の名を擲にしたものである。その特色は文化史研究に重要な資料を正史記録以外廣く當時の日記文學書類に求められ、中世初期武家勃興時代の特性を眼前に髣髴ならしめた態度にある。而もその文章は優麗典雅、思はず讀者を魅し去らざるには措かない。

選 著 名 化 文 本 日

博士 内田銀藏

日本經濟史概要

¥ 1.20

京都帝國大學教授文學博士故内田銀藏氏は同大學史學科の育て親であり、その學風は高弟西田直二郎博士によつて、精緻、確實、周到、而して穩健、整然と評されてゐる。そして日本經濟史と近世史研究とに於て博士は劃期的業績を残されたのである。殊に近代史學の立場よりする經濟史の研究は後進學徒への偉大な指針となるものであつて、本書はこの博士多年の研究成果たる日本經濟史の全般的な概説である。

博士 三浦周行

國史上の社會問題

¥ 1.20

從來の歴史は餘りにも政治史に偏し、政治家武人等個人の行動を詳述するが、時代の底にある國民生活の暗流が實は一國の政治軍事を強く支配することを忘れてゐたやうである。日本法制史研究の泰斗三浦博士はこゝに顯る所あり、歴史事實を社會的に觀察し各時代に於ける國民の社會問題發生の概観を述べられた。人々は平易な叙述のうち、今迄知らざりし日本の姿を見、自から近代史學の方向を教へられよう。

博士 内田銀藏

近世の日本

¥ 1.20

著者の抱負の一つは日本近世史を著すことであつた。その企圖は遂に完成されずに終つたが、多年の蘊蓄は近世徳川時代の日本の發展を叙したこの小著にも隨處に見出し得る。平明なる講演體の行文の間に透徹した博士の史眼が窺はれ、一般知識人のよき教養の糧となるであらう。尙處々に掲げられた幾多の文獻參考書は國史を學ばんとする者のよき案内である。

博士 内藤湖南

近世文學史論

¥ 1.20

近世文學史論は、後年學識一世に高き支那學者として大成された内藤博士が壯年時代の著作であつて、日本近世儒學及び國學の系統を述べられたもので、その文や語すべく、その學また永く稱さるべきものである。附載せる博士晩年の講演「山崎闇齋學派について」の一篇は從來未發表のもので、短篇ながら博士独自の卓識と精深なる學殖とは深く後進學徒を教へる所多しものがある。

選 著 名 化 文 本 日

博士 黑板勝美

義經傳

¥ 1.40

世に史傳に關するものは多いが、本書の如く史上の人物に著者が滿腔の愛と熱情とを傾け、而も嚴正なる歴史家として確實なる根本史料によつてその生活を叙したるものは少い。流麗なる行文はおのづから著者の胸襟を傳へ、日本の典型的武將源九郎義經の面目を傳へて剩すなされた偉大なる功績はこゝに喋々する迄もない。

博士 渡邊世祐

豊太閤の私的生活

¥ 1.40

豊太閤は云ふ迄もなく日本史上最大の英雄であり、又最も人々に親しまれてゐる。本書は人間としての秀吉の生活を叙したもので、殘された數々の自筆書簡が材料にされてゐる。その書簡文は骨肉家族への愛情測々として讀む者の胸を打つものがある。永く彼が人々に親しまれる所以であらう。著者は永く東大史料編纂官として戰國時代研究の最高權威、人間秀吉を知るに最もよき書である。

博士 三上參次

樂翁公と徳川時代

¥ 1.20

國史學界に於ける三上博士の盛名はこゝに喋々する迄もないが、本書に於て博士は、日本歴史の各時代の代表的偉人を描き來つて同時にその背景たる時代社會との關聯を明らかにせんと努められた。この方法はいま尙史學の王道として顧らるべきものである。樂翁公は著者の最も景仰する偉人、この人と其時代とを鮮かに浮彫する流麗なる行文は、此書を一箇の藝術品にまで高めてゐる。

博士 内田銀藏

國史總論

¥ 1.30

國史總論とは、個々の史實の斷片的考證の寄せ集めではない、この日本國史の地盤に於て日本國民全體が、思想や文化や政治、經濟、對外關係に於ける歴史的發展を概観すること、即ち日本民族史を意味する。内田博士が此の意圖の下になされた本書はおそらく國史の書物として獨自な地位を占めること言を俟たぬであらう。從來の國史に懼らぬ人は是非本書を一讀されたい。(文部省推薦)

選 著 名 化 文 本 日

文學 辻 善之助
武家時代と禪僧

¥ 1.50

辻博士の日本佛教史研究は、學士院賞を受けた名著であるが、そのうち武家階級の精神的指導者なりし禪僧に關するものを、本書に収録した。冷感なる史家としての博士が適確なる資料に基づき、史實に明快な論斷を下されたもので、永く後進の指針となり、また廣く知識人の史的教養にも好適の讀物である。(内容) 鎌倉時代に於ける禪宗と他宗の軋轉、道元と時頼、無窓國師、澤庵と家光、他二篇。

文學 新見 吉治
日本に於ける
武家政治の歴史

¥ 1.40

本書は新見博士が留學中、ラムブレイトの史學研究所に於て發表せられた獨乙史學界の賞讃を得たものであり、後博士の學位論文となりし名著である。本書の叙述は先づ莊園崩壞の跡を辿り、莊園の私法的支配が鎌倉幕府の確立によつて公法的支配に移れることを論じ、武家政治なる政體の本質を明らかにせるもので、確實なる考證に基づき、幾多創見に富む著作として一般學徒に寄與する所大なるを信ずる。

文學 齋 藤 阿具
西洋文化と日本

¥ 1.30

これは西方東侵の歴史を多年専攻せられたる齋藤博士がその永き研究の成果を平易に説かれたる近著である。近代日本の黎明期において日本は西洋といかなる關係にあつたか、そしてわが祖父たちはこの文明をいかに受け容れたか。これらの歴史の回顧は今日我々に必要且興味ある問題となつた。(内容) ポルトガル人の渡來と布教、ポルトガル傳來の學藝、オランダの國情、オランダ人の東洋侵出及びその盛衰、オランダ人の日本通商、其他。

文學 原 勝 郎
東山時代に於ける
一縉紳の生活

¥ 1.20

東山時代には戦亂の世相を背景にして、新しく生れるものゝ悩みを有つ時代であつた。そして又滅びゆく中世文化の爛熟期として京都では學僧公卿たちの華々しい活動の時代であつた。こゝに一縉紳といふのは當時の最も教養高き公卿三條西實隆である。本書は卿の住宅召使收入及び學者文人としての活動等を煩はしい考證を用ひず、今日身邊の人の如く淡々と述べたもので直接われらの胸に觸れるものがある。

文學 金澤庄三郎
言語に映じたる
原人の思想

¥ 1.20

原始社會の研究は近代史學の興味ある研究題目となりつゝあるが、我國に於てはその先鞭は夙にわが金澤博士によつてなされた。これは我國人に餘りにも永く忘れられてゐたアイヌ土語の深き研究から、原始社會の思想即ちその宇宙觀生死觀等の精細なる考察である。かかる研究はもはや單に言語學徒のみに放置さるべきでなく、廣く精神科學一般の學徒にとつて貴重なる報告である。

文學 内 田 銀 藏
日本と泰國との關係

¥ 1.20

日泰關係に關する内田博士の研究は泰國政府より委囑されたものでこの著はその研究の一端である。慶長以後行はれた兩國間の交通、外交、經濟等の交渉關係を詳述し更に將來なさるべき研究の方向を暗示して、その交通史料の解説を收めた。附録として編者の山田長政傳が添へられてゐる。南方に對して全日本の關心が寄せられてゐる時、この書はその方面の歴史の知識によき手引となるであらう。

文學 幸 田 成 友
ザビエー小傳

¥ 1.20

近世初頭わが國吉利支丹の傳來を現在から回顧すれば、世界に於ける日本がいかにして成長して行つたかを示す事實として興味深い。ザビエーは云ふ迄もなくクリスト教の東洋傳道に生涯を捧げた歐洲中世期の精神的偉人である。篤學なる幸田博士は遠く海外の資料をも博搜してこゝにその完全なる傳記をものされた。その考證の精確と、行文の流暢なるとは恰も名人の至藝を聞き思ひあらしめる。

文學 藤 岡 作 太郎
近世繪畫史

¥ 2.20

藤岡博士は日本文學史の研究に劃期的業績を遺されたが、美術に就ても亦秀れた眼識と該博な學殖とによつて夙に著名であつた。江戸時代は近世文化の燦熟期であり、繪畫には狩野、土佐、浮世繪、文人畫等諸派競ひ興りまさに百花燦爛の觀があつた。本書は近世より明治に至るこの諸潮流の變遷を博士一流の流麗なる筆致で叙した基準的名著である。今回源豐宗氏を勞して収録寫眞其他に於て完全ならしめた。

IT3032

日本文化名著選

柳田國男
石神問答

¥ 1.60

人間の歴史は單に文獻記録に残されたものに盡きるわけではない。否
寧ろ文獻は國民の過去の豊かな生活を表現するに九牛の一毛にも足ら
ぬ。日本各地の土俗、民間信仰、傳説等を資料として文字に傳へられ
ざる國民生活の發展を明らかにすること、これがわが柳田氏によつて
建設された日本民俗學の目標である。透徹せる頭腦と廣汎なる探訪と
に於て氏は此の石神問答により石神信仰研究の見事な範を示された。

〔近刊〕

契沖の生涯

文學博士 久松潜一

大鹽平八郎

文學博士 幸田成友

毛利元就

文學博士 瀬川秀雄

武田信玄の經綸と修養

文學博士 渡邊世祐

(以下續刊)

